

平成30年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

平成30年12月4日（火曜日）

議事日程 第1号

平成30年12月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 議案第64号 玉村町景観条例の制定について
- 日程第 7 議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 玉村町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第72号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第73号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第74号 平成30年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第75号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）
- 日程第18 同意第 6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
10番	石川眞男君	11番	宇津木治宣君
12番	石内國雄君	13番	高橋茂樹君

欠席議員（1人）

9番 浅見武志君

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

9番浅見武志議員は本日欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

平成30年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。年末を控え、公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今定例会には、新規条例の制定、条例の一部改正あるいは平成30年度の一般会計や特別会計の補正予算、さらに人事案件など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られるようお願いいたします。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増し、インフルエンザの流行も予想されることから、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、7番備前島久仁子議員、8番三友美恵子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月27日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。議会運営委員長報告をさせていただきます。

平成30年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月27日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月12日までの9日間といたします。

今定例会には、請願1件、町長から提案される議案として、議案12件、同意1件、計13議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、請願の付託を行います。

次に、議案第64号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第65号から議案第67号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第68号から議案第70号までについて、それぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第71号から議案第74号までの補正予算に関する4議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第75号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、同意第6号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理のため休会となります。

日程9日目は、最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より議会全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第64号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告並びに閉会中における所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成30年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月12日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12月12日までの9日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） おはようございます。総務経済常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成30年10月3日、4日の2日間でございます。

場所ですが、新潟県長岡市と、2日目が新潟県燕市であります。

視察内容、空き家対策事業について、空き家再生等推進事業（除却）でございます。

出席者、私と委員全員、そして議長、随行者として田村議会事務局長であります。

相手方、視察先の対応者ですが、長岡市が都市整備部住宅施設課課長補佐、五十嵐和樹氏、同じく

大平卓真氏と中野貴宏氏でございました。燕市、都市整備部都市計画課課長補佐、深澤賢一氏、同じく空き家対策推進室の相馬建氏でした。

調査経過ですが、長岡市、10月3日ですが、長岡市の空き家対策についてですが、ここに記載してあるとおりですが、主なものをちょっと読み上げていきます。主な施策としまして、管理不全な状態の空き家等に対する措置、啓発活動、相談窓口設置、管理不全な状況の空き家の把握、これをデータベース化しているそうでございます。

2つ目としまして、長岡市空家等対策計画の経緯と取り組み。空家等対策計画策定、空家等対策計画策定検討委員会開催、市全域の空き家実態調査、これは市内で共有のデータベース化で整備されているという話でございました。空家等対策計画に基づく取り組みとして、以下の3点でございます。

3番目といたしまして、空き家バンク制度について。長岡市内の空き家の有効活用として、町なか居住、住みかえ、Uターン、Jターン、Iターンによる定住を促進し、地域の活性化を図るということでございます。平成22年、長岡市空き家バンク制度実施要綱を策定いたしました。同年、空き家バンクホームページを公開しております。平成26年7月に不動産団体との協定を締結し、制度の周知及び物件登録の促進を図っております。平成30年、ことしからは全国の空き家バンクに公開を開始しております。利用実績といたしまして、成約件数96件、売買が40件、賃貸が56件だそうでございます。累計登録数204件、平成30年は25件だそうです。利用希望者登録件数、累計で512件、平成30年は89人だそうです。

考察といたしまして、空き家は全国的に増加する一方である。玉村町においても例外でなく、増加の一途をたどっている。今回所管事務調査を行った長岡市では取り組みが早く、平成24年に空き家等の適正管理に関する条例を制定し、管理不全の空き家の関係者に対し指導、助言を行っている。また、ソフト面においては、空家等対策計画を策定し、検討委員会を開催している。空き家バンク事業は、不動産業者等と協定を締結し、利用促進を図ることで実績を上げていた。本町でも、多様な空き家課題やニーズに対応できるよう、各種団体との連携を図り、空き家対策に当たられたいと思います。

また、長岡市では、計画策定や事業検討に当たり、十分な情報収集、研究の上実施していた。現在空き家計画及び条例の策定を進めている本町においても、先進自治体の情報把握に努め、しっかりと計画、条例を策定するよう期待する。

次に、10月4日、燕市の調査経過に移ります。燕市の空き家対策について、平成24年に燕市空き家・空き地活用バンクを設立しております。平成25年に燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例を施行しております。続いて、平成25年に燕市空き家・空き地活用バンク事業、解体費助成、改修費助成制度を設立しております。平成27年、空き家等対策推進室設置、同市シルバー人材センターと協定を締結しております。平成27年から28年に、燕市建設業組合、新潟県宅地建物取引業協会、新潟県司法書士会、燕市自治会協議会と協定を締結し、これを燕市空き家等対策連絡協議会ということで1つの団体にしておるとのことでした。平成29年に燕市空き家・空き地活

用バンク事業、これとしまして、家財道具等撤去費処分費助成金、これを設立しております。平成30年、新潟大学連携まちなか資源再発掘事業を行っております。今年度、30年度は特定空き家の除去事業を実施予定だそうでございます。

次に、②としまして、全棟の調査を行っております。事前現況調査から、自治会と連携し、市管理職職員が目視により空き家全体数を把握すると、そういった形で行っているそうです。実態調査、建築士会へ委託し、管理状況を調査、空き家戸数を把握しておると、そういうことであります。所有者等への意向調査、続いて追跡調査、法による措置の実施、助言、指導61件、勧告7件だそうです。解体撤去費助成事業は特定空き家等が対象で工事費の2分の1、上限50万円を補助しているそうでございます。

3番目としまして、空き家・空き地活用バンク。所有者からの登録、それから閲覧をした方が、活用希望があれば申し出て交渉、そして市へ報告をすると、そして活用していくと、そういう形をとっているという話でございました。改修費の助成については、工事費の3分の1、上限30万円。家財道具処分費助成事業については、2分の1で上限10万円。空き家対策事業といたしまして、セミナーなどを開催して、3回開催、相談件数が130件だそうです。新潟大学連携まちなか資源再発掘事業、これは大学生等と動きながら、空き家、空き店舗、特徴、おもしろいと感じてくれる人材などの再発掘を行っているそうでございます。

最後に、考察といたしまして、本委員会は、昨日に続きまして、10月3日に続きまして、燕市の空き家対策事業について所管事務調査を実施しました。燕市においても早い時期から事業に取り組んでおり、条例や実態調査をもとに関係団体と協定を結び、情報を共有し、相談会の開催や大学との連携、ホームページの掲載など幅広い取り組みを行っている。また、空き地と組み合わせた活用や補助金制度の導入など、利用しやすい仕組みづくりがなされていた。我が町においても、刻一刻と変化する空き家の実態把握に努めるとともに、この視察で得た情報を参考に今後の空き家対策について取り組まれない。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） ただいまから民生文教常任委員会所管事務調査報告について申し上げます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年11月6日及び30年11月7日の2日間にかけて実施をいたしました。

視察地は、東京都日野市、2日目においては山梨県南アルプス市であります。

調査事項については、日野市については教育支援センター（エール）の取り組みについてであります。南アルプス市におきましては、スマートウェルネスシティ、健康リーグ事業についてということで実施をしております。

出席委員、随行者、対応者等については、下記をご参照いただきたいと思います。

まず、調査経過であります。日野市のエール（日野市発達・教育支援センター）についてでありますけれども、平成26年4月に開設をされました。ゼロ歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、そして総合的な相談や支援を実施している施設であります。

エール開設までの経過でありますけれども、障害者通所施設の老朽化により、建てかえのための検討が始まりました。平成21年に障害者保健福祉プランにて発達支援センターの設置が盛り込まれたところであります。そして、平成22年に発達支援センターの基本計画書を策定、切れ目のない支援検討委員会を設置し、切れ目のない支援体制について検討をしております。保護者、学識経験者、保育園、幼稚園、小中学校等の関係者の皆さんであります。平成24年には、福祉と教育の連携ということを検討する会議を設置し、福祉と教育が連携をしてこの施設を運営しているということが大きな特徴の一つだというふうに思います。

そういった中で、エールの特徴でありますけれども、一番の特徴は、市内に分散していた多様な専門職をエールに集約したことにより、総合的な支援を実施した。保健師、心理士、言語聴覚士、作業療法士、就学相談員、スクールソーシャルワーカーなど、あらゆる分野の人材を結集して、この発達支援センター、エールを運営いたしました。

エールの組織でありますけれども、健康福祉部の発達支援課と教育委員会教育部の教育支援課を設置、両課の調整のためにセンター長を設けたところであります。

また、エールの相談、支援体制ということで、下に図が載っておりますけれども、これはじっくりと見てください。

かしのきシート、これはエールを中心に作成する、福祉と教育が一体となった、相談者それぞれの個別の支援の計画であります。子供の成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、保護者同意の上、記録、保存し、エールが管理し、関係機関、保育園、幼稚園、小学校、中学校、学童クラブ、高等学校等に対して引き継ぎを行うというものであります。このかしのきシートを見れば、今までの経過、過程、子供の育ち、課題等が一目瞭然でわかるというようになるところになり、30歳までエールの中で保存をし、電子データ化して保管をするというふうになっており、将来必要となったときにいつでも活用できるような対応になっているというところであります。

考察。少子化で子供が減少しているものの、発達のおくれや障害があつて支援を必要としている子供は年々ふえている。これは玉村町に限ったことではないが、早い時期におくれや障害を見つけ、保

護者へ適切にアドバイスし、親子ともどもサポートしていく支援体制の拡充が望まれている。玉村町に置きかえれば、保健センター、子ども育成課、学校教育課、通級教室、ふれあい教室を一体としたような発達支援体制の拡充が望まれているものと思います。

また、日野市では、子供たちの成長記録を紙で管理するのではなく、先ほど申しあげましたけれども、関係者がいつでも取り出して確認ができ、成長に応じてつけ加えることができるようなデータで管理していたが、この点については町も参考にされたい。

福祉や教育には、これでいいという、ここまででいいという限界はない。いつでも不安を抱える親子の相談に乗れるように、町の独立した支援センターの設置を望みたい。以上であります。

次に、南アルプス市の視察についてであります。平成15年4月に誕生した、住民発議制度を利用して合併という、珍しい形の合併で、ほぼ同規模の6つの市町村が対等合併したと、こういうことであります。そうして誕生したのが、全国で初めてのカタカナの市名であり、合併時点では鉄道の駅のない全国唯一の市であったということでもあります。人口は7万2,000余りの比較的小規模な市であります。山間部である芦安地区の大部分は、3,000メートル級の山々がそびえる南アルプス公園に属している。また、合併前の旧白根町は母子愛育会発祥の地としても知られる。

スマートウェルネスシティについてということですが、これは筑波大学が母体となって始まった取り組みで、南アルプス市を含め全国で74の市と町が加盟している。健康は全ての基礎であるとの考えのもと、健康からまちづくりを推進しようという全国組織であります。群馬県でも幾つかの市がこの仲間となって、一緒に活動しているというところでもあります。少子高齢化、人口減少社会においては、高齢になっても健康で元気に暮らせること自体が社会貢献であると考え、健康で元気に暮らせることは、健幸、つまり健やかで幸せと、健康で幸せであるということでもあります。個人と社会双方にとってメリットがある。また、地域住民が健幸であるためには、そこに暮らすことで健幸になれるまち、つまりこれがスマートウェルネスシティということですが、の実現が求められているとの考えである。東京都内と加盟市町を開催地に毎年2回の研修会を開催しており、ここには担当課の課長や、あるいはまた役職ではなくて、ほぼ、市長なり町長なり、トップが、首長が集まり、活発な意見交換を行っているということでもあります。南アルプス市として山梨県内で唯一加盟していることが、健康に力を入れているまちとして市民への周知にもつながっているのではないかと考えることができます。

予算状況と健康リーグ事業を始めた経緯についてということですが、予算については、以下、320億円余り、民生費は107億円余りということで、また医療費が伸び続けていることがこうした問題に関心を持つ一つのきっかけになったというふうに思います。平成28年度の南アルプス市の1人当たりの医療費は28万8,000円で、8年間で約8万5,000円の増加となったということでもあります。医療費や介護給付費の抑制のためには一日でも長く自立できる生活が求められるが、合併以来、職員数も削減されている中で、行政だけの取り組みでは限界があると考え、自分で、家族

で、仲間で、地域で、職場で、行政で考えようということで健康リーグ事業を開始したということがあります。

次に、市民健診の状況についてということですが、南アルプス市の国保特定健診の受診率は下記左の図のとおりである。平成29年度は54.2%であり、年代別の受診率は下記右の図のとおりであり、健康無関心層、働き盛りの40代、50代は仕事の関係で忙しくもありますから、どうしてもそういったところに受診に行けないという現実があるものと思われます。以下、図についてはごらんをいただければと思います。

健康リーグ事業についてということですが、平成29年度に開始した。正式名称は「幸せ実感！南アルプス市健康リーグ（健康は、幸せへの近道・家族の宝・地域の財産）」である。行政だけではなく、個人で、地域で、企業で、各団体で、市民サークルでと、組織の枠を超えて事業に加盟し、市民全体の健康に関する取り組みを行っていかうという事業であります。基本理念については、以上4点が挙げられております。

具体的な取り組みでありますけれども、健康情報の声かけ、拡散というのがあります。これは、愛育会員によって、スポーツイベント、市民健診、さまざまな健康に関する情報の声かけを積極的に行っている。会員は1,067人おり、これは市民50人から60人に1人という数である。南アルプス市で特定健診の受診率が高いのは、この会員の存在が高いのではないかと思います。ちなみに玉村町では40%余りだと思っておりますが、非常に高い受診率を誇っているところであります。

次に、企業、団体とも取り組みを重ねております。企業、団体から市民の健康に結びつく事業の提案があった場合、市から補助金を出している。平成29年度は15の企業、団体が参加をした。一例として、昨年度、JAこま野では、健康診断を受診した市民に定期預金の特別金利を適用したり、Aコープポイントの進呈を行ったとのことあります。図については、見ていただきたい。

個人の取り組みでありますけれども、健康につながる行事に参加した個人に対しては健康ポイントを付与し、たまったポイントを南アルプス市サービス店会での商品やサービスの購入に充てることができるものである。昨年度実施してみて、1回の参加で数円分にしかならないので、健康に関心のない層を動かすまでの効果がなかったことが反省点として挙げられております。還元率のアップを今後の課題といたします。

考察ですけれども、高齢化に伴う医療費の増加はどこ自治体でも深刻な課題であるが、健康寿命を少しでも延ばすための南アルプス市の取り組みには多く学ぶものがある。国保特定健診の受診率は、全国平均が36.6%であり、玉村町では40.4%、南アルプス市は54.2%と驚くべき数字を上げている。自分の健康状態を知ることが健康寿命を延ばすことから、行政が企業や団体等と連携し、健康リーグ事業をつくり、市全体で健康増進への取り組みを進めていることは玉村町でも見習いたい。その結果、高齢者が寝たきりにならず、健康寿命を延ばすことにつながり、医療費の削減にもつながっていくはずである。玉村町でも、町全体で健康寿命を延ばすために何ができるのかということ考

えていく必要を感じる。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

◇

○日程第5 請願の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成30年12月4日

玉村町議会第4回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
			紹介議員	宇津木 治 宣	
3	30.10.25	「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書	群馬県前橋市本町3丁目9—10 群馬県自治体一般労働組合 執行委員長	宮内 政己	総務経済 常任委員会

◇

○日程第6 議案第64号 玉村町景観条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、議案第64号 玉村町景観条例の制定について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして、本年も残すところ1カ月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

さて、平成30年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。本定例会は、本日より12月12日までの9日間、条例の制定や一部改正を初め、一般会計を含む4会計の補正予算等13議案について提案させていただき、ご審議いただきます。また、10名

の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政各般にわたる貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案説明に入らせていただきます。議案第64号 玉村町景観条例の制定についてご説明申し上げます。本案につきましては、利根川や烏川などの水辺、上毛三山を眺望する田園風景や、宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の町並みなど、ふるさとを感じさせる玉村町独自の景観資源を守り、生かした景観の形成を行うため、玉村町景観条例を制定するものです。

条例の概要を申し上げますと、町全体を、市街化調整区域を対象とした田園居住ゾーン、市街化区域を対象とした市街地ゾーン、玉村八幡宮周辺の旧日光例幣使道沿いを対象とした玉村宿重点景観形成ゾーンの3つに分け、ゾーンごとに届け出の対象となる行為を定めるとともに、その行為を行う際には玉村町景観計画に定める制限に適合しなければならない旨を定めております。また、対象行為の届け出について、審査が円滑に進むよう、景観法に基づく届け出の前にあらかじめ町との事前協議が必要となる旨を定めております。また、地域のシンボルやランドマークとなる建造物や樹木で、良好な景観形成を進める上で重要な役割を担うものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定する際の規定を定めております。そのほか、町に対し景観計画の変更などの提案ができる景観形成団体の規定や、町民や事業者の活動に対し町が支援できる旨を定めております。

なお、施行期日は平成31年4月1日となっておりますが、経過措置といたしまして、3つのゾーン共通で、条例施行日時時点で現に着手している行為及び施行日前に群馬県景観条例に基づく大規模行為の届け出が済んでいる行為については届け出対象外とし、加えて田園居住ゾーン及び玉村宿重点景観形成ゾーンについては、施行日前に建築確認申請済みであり、かつ平成31年5月31日までに着手する行為についても届け出対象外としております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今回の条例を制定した後に、今までの業務に比べて窓口業務が相当煩雑になり、ふえるかと思えます。その辺の町の対応はどうなっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

大きく分けて、3つのゾーンに分かれるわけです。市街化調整区域を中心として、田園居住ゾーンということで、田園風景を生かした景観を守るために行っていきます。場所につきましては、景観計画の中で色分けしてありますので、そちらを事前に調べた上で、この地域についてはこのゾーンです

よということで対応していく予定です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それはわかるのですが、今まで町として行う必要がなかった業務が新しく発生するのではないかなと、こういう懸念です。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

現在は県の条例の中でやっていますが、4月から施行されまして、町の事務は当然、事前審査ということで都市計画系のほうで行っていく予定です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） いずれにしても、申請者におくれで支障が出ることがないように対応を考えていただきたいと、そう思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかにありますか。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） いずれにしても、こうした景観、町の旧来の、今まである景観を守ると、これを礎にして町を発展させると、そういう考え方、思いは、私は大変いいことだろうというふうに思いますが、こうした条例をつくることによるメリットとデメリットが、やっぱりデメリットもあると思うのです。町を、例えば例幣使道なんかは当然念頭にあり、八幡様等についてもこの条例の主たる主眼点かなというふうに思うのですけれども、メリット、デメリット、その辺についてはどうお考えか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

メリットにつきましては、やはり、今、確かに大きな遭遇している問題というのではないのですけれども、これから建築物の色合いについて自由だということになりますと、そういった、例幣使道や八幡様周辺とか、すごく鮮やかな色の建築物が建ったりとか、そうなってからでは遅いので、できるだけ早くということで、このタイミングで規制をかけていくということで、これ以上景観を悪化させないような意味があるということでメリットと考えています。

それから、デメリットにつきましては、やはり建築物は個人所有ですので、例えば本人がこういうぐらゐの色で家を建てたいといった場合に、やはり色の数値も、数値化で、マンセル値ということで

基準を定めていますので、本人の希望が少し、若干通らないというふうなケースも中にはあるのかなと考えられます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 1,000平米以上の建物についての規制というふうに書いてありますが、高さによって、低いのはその限りではないというふうな部分があったと思うのですが、これはそもそも、いわゆる県からの要望というか、つくりなさいというふうな、そういった示唆があったということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

県条例の中で、群馬県全体が最初は制定されて、それに基づいて行っていました。市のほうが先駆けて、幾つかの市が、県の条例から外れて、独自の景観形成団体という扱いになって、市町村独自で景観計画を定めて、そのやり方のできるということですので、玉村町は市街化区域、都市計画の中では遅いほうなのですが、特に県からの命令、指示とかということではなくて、市町村の考えでやっていくということで、玉村町も県央に属していますので、条例や計画を策定しなければならない時期だということで判断して着手しております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） いや、私は、景観は、町の景観は本当に、旧国道354号の歴史的な、いわゆる例幣使道としての重みというのはもちろんわかりますし、八幡様を中心とした、あの地域の景観は玉村町随一のものであろうというふうには思っていますが、旧国道354号について、しかし、八幡様は既に、西側には神楽寺があり、東側には給食センターがあり、あの景観を害するような、そうした施設、建物、色彩等については私も今まで確認したことはないのですが、その辺についてはどう考えているか。

もう一つは、例幣使道について、守るべき歴史的な遺産、伝統的重要建造物といったかな、そういうのはないと思うのだけれども、旧国道354号の中で例幣使道として守るべき景観あるいは守るべき歴史的な建物等についてはどう考えているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

確かに例幣使道ということではあったのですが、現在いろんな意見が届いてきまして、斉田

上之手線の道路事業でちょっとそこを分断してしまったりとか、交差点部にガードレールがあったりとか、そういった、景観的にという意見もいただいています。ただ、景観計画は、まずは、現状は今そのような状態ですが、とりあえず今以上悪くしないというのが1点あります。今後さらにそういった歴史的なことを活用していくとなると、また住民の方の協力も得たりもして、行政と連携して違った事業を立ち上げていくとか、そういった方向で、今後は守って生かしていくというふうな考えであります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） この景観条例なのですけれども、一番最初、記憶にあるのは、新しい国道354号ができて、そこに看板がいっぱい立って、私の先輩が、これでは看板街道玉村町になると言っていた記憶があるのですね、私が議員になる前なのですけれども。私も看板についていろいろ質問はしたのですが、まずそれが一番スタートではないかと思うのですね、景観条例がスタートしたのは。いろいろ見てみると、いつの間にか看板に関しては全く出ていないと。いろいろ話を聞くと、これは県なのだからということで当面お願いする、伊勢崎土木事務所のほうにお願いするという話だったのですが、こういう話をすると、伊勢崎土木事務所のほうも動いてくれて、大分、国道354号沿線はきれいになったのですが、今後の屋外広告物に関して町は取り組んでいくかどうかというのをお聞きしたいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

屋外広告物については、現在、県のほう、伊勢崎土木事務所のほうで管理していただいているわけです。屋外広告物については、当然、ルールに違反しているものとか、そういったものも、現地調査も必要になります。ただ、内情を申し上げますと、そういった事務、こちらについてはかなりの事務量があります。現地調査、指導、そういったことで、体制的には、まずは景観計画を始めて、先ほどの事前の審査、こちらを始めますので、状況を見ながら、そういった屋外広告物についてはステップを踏んでやっていくというふうな予定かなとは思っています。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありますか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、旧例幣使道は、昔の、30年、40年前に比べますと人口減で、町全体が人口減でシャッター街が続いておって、そして歩いている人もまずほとんど見られないような状態であるかと思えます。それは、30年、40年前にお店をやっていたり、また人がたくさん歩い

ていたりして、にぎやかな町の雰囲気とは随分様子が変わってきております。広幹道ができてから、車の量も減ってきております。ましてや、私も時々歩いてみますけれども、歩いている人もほとんどおりません。

そんな中で、玉村町は、今あいている空き家、空き家をどのように活用していこうかというようなことで、空き家を利用して人口を少しでもふやそうという施策を進めている、これも考えていかななくてはならないと思っております。そんな中で、条例をつくるということは、ある程度の縛りが今度できてくるわけであります。ですから、空き家対策を少しでも活用して、例えば女子大生がポップな感じのカフェみたいなものをつくろうかといったときにでも、いろんな申請があったり、縛りがあったりしてくるわけであります。そうしますと、そのことを考えますと、ここで何かをしようかなというふうに町民が思ったときに、縛りがあるからやめよう、いろんな手続があるから、面倒だからやめようということにもなりかねないということも起きてくると思われます。その点はどのように考えておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

景観上の縛りというので、そういった、将来、空き家を活用してカフェとか、総合戦略のほうにも載っていますが、それはほんの一例の話で、景観計画でそういった制限を受けるというケースは余りないのかなと。例えば公民館を利用するとか、そういった、もともとの原色の色のものは、れんがみたいなものもそうなのですが、原色のものはそのまま生かしますので、人工的につくった鮮やかな色というのが対象外となりますので、そういったことにはほとんど支障が出ないのかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） この景観計画なのですけれども、ここのゾーン共通の主な景観形成基準というところで、色彩基準に適合したとか、この辺はともかくとして、物品の集積または貯蔵は道路などから見えにくいようにすること、土地の造成は大規模なり面及び擁壁を生じないようにすること、このイメージがちょっと湧かないのですけれども。要するに、道路の近くに物品の集積だから、例えば倉庫とか、そういうものがあっては困ると、そういうことなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

集積、貯蔵でということで、農業用の施設とか、農業用の発生するもの、そういったものは対象外

ですということなのです。サイロとか、あとは巻いてあるロールのやつとかです。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 要するに、そういうものは見苦しいから、道路から見えないようにするというような解釈でいいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

道路から見えても構わないと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） では、今言ったものはどういうふうに解釈するのだろう。今、そういった物品の集積、貯蔵は道路などから見えにくいようにすることという、書いてあるのです。だから、やっぱり、景観的に見ると、道路の視野が狭くなるようなものはちょっと遠ざけてもらいたいという意味なのですか、これは。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前10時休憩

午前10時1分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

見えなくなるようにすることということで、できるだけそうすることになると思うのですが、屋外に置いてある、例えば資材とか、そういったもの、そういう資材関係とかのことだと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかにありますか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 特に田園地域、景域という形のところでちょっとご質問なのですが、玉村町の第5次総合計画が、来年になってまた新しく総合計画をつくるような感じになるかと思うのですが、このところで書いているのが、麦秋の郷の保全、それから環境、景観資源として農地を生かす

というふうになっています。玉村町は将来的にはベッドタウン化していくのが発展するのではないかと私は考えているのですが、そうすると、この条例で、景観条例で、麦秋の郷の保全、今現在、一生懸命やっていますけれども、それから景観資源としての農地を生かすという形になると、将来的に調整区域の見直しだとか、それから総合計画を組むときに、マスタープラン等を組むときに障害にならないかというのをちょっと懸念するのですが、その辺はどのような取り扱いになるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

麦秋の郷、玉村町は二毛作で、麦、季節になるとそういった風景が見られるのですが、そのことと、総合計画にもあるようなことで、特にこの景観計画を定めて、そういった阻害するような、障害になるとはちょっと考えてはいません。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今現在は、農地を守っていくとか、麦秋の郷を一生懸命PRして、環境資源としていろいろしているのですが、ちょっと、いろいろな、玉村町の位置を考えたときには、大きく転換する時期にそろそろ来ていると思いますし、この総合プランなんかでもこういう位置が決まっているのが、もう、10年たって見直す時期に来ているのだと思うのです。そのときに、景観計画で、いわゆる、先ほどちょっと話も出ていましたけれども、旧例幣使道付近のところの景観ということではなくて、町全体で包み込んで、田園関係のところもこのような形で縛りを与えるというのが実際にどうなのかなと。例えば上毛三山については、よっぽど大きな建物、高い建物が建たない限りは景観は守られる話だと思いますし、これから居住空間を広げていくのが玉村町の政策としては重要ではないかなというふうに思うのですが、そういうふうなところを考えたときに、ここのところはちょっと外したほうがいいのかというニュアンスは私個人的には思っているのですが、その辺のところは、総合計画とか、そういうのは一切、例えば見直しがあったときには何ら影響はないという形で、そっちが上位になりますから、とりあえずは、これはこれだけでもという感じなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

景観計画、町全域で、都市計画のほうでいうと、市街化区域や調整区域も含まれていて、その中で色分けで想定していますが、特に今後そういったことで、制限をかけたということで総合計画等に影響を及ぼすことはないと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。総括質疑なので、よろしくお願いします。

5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) この景観計画を行う上で、お金というのはいかかるとは、予算は。

◇議長(高橋茂樹君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) お金のほうは発生しません。計画策定で業務委託、現在、もう既に終わっていますけれども、2カ年で計画策定を行って、群馬県の補助金も200万円ほどいただいて計画策定しています。また、今後条例が制定されますと、来年度から町のほうで事務を行っていきますので、特に相手方は、建築確認の事前審査ということで行いますので、相手方にもさほどは負担にはならないのかなと思います。町のほうは、町の事務の中での対応になります。

◇議長(高橋茂樹君) 5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 実施に当たっては、費用、予算がかからないということかもしれませんが、この中にもある、調整区域の中に麦秋の郷の景観とかがあられるようでは、採算性の悪い麦づくりだって、だんだん農家だって年寄りになって担い手がなくなる時代で、少なくなってしまう。だから、やはり、景観を守って、これを売りにするのであれば、そういうところに補助金とかを考えれば、みんな最後はお金ですから、やりますよ、私のうちもそうですけれども。それなので、そういった予算も組む考えを少しはしたほうがよろしいかと思っておりますけれども、麦秋の郷ばかりではなくて、ほかのこともやはり同じようなことが言えると思うのですけれども、多少、こういうふうにした場合には予算をつけましょうとか補助金をくれましょうとか、視察もほかへ行って、この関係ではございませんけれども、視察に行ってみると、やはりいろいろ、実施していただくについては補助金なり予算化したものを行っている地域が、自治体が多いような感じがしますけれども、その辺の考えはないでしょうか。

◇議長(高橋茂樹君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長(高橋 茂君) お答えします。

麦秋の郷であったり、町にとって重要な景観でありまして、景観条例の中でも、予定ですけれども、景観形成団体という、町民による団体というのを想定しています。また、そういったところに支援ができるというふうなことも条例でうたっていますので、そういったことで、予算等がその中で発生すれば要求して行って、そのことに対応していきたいと考えています。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑はありませんか。

7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) この中で、個人の所有物についても景観の、例えば重要な樹木なんかに

ついてこれから指定をしていくということだと思えるのですけれども、個人の所有物もあるわけですね。それを景観の重要な樹木というふうに定めていくわけだと思えるのですけれども、今まではそういうことはなかったと思うのですが、これがこういうふうに認定されると、指定されますと、規則で定めたとおりに、その結果、定期的に点検したりして、町長に報告するということがここに書いてありますけれども、個人の人たちへの負担というのも出てくると思うのですね、条例をつくることによって。それで、その条例が一般の人たちに十分理解されるかどうかということです。煩わしさがふえてくるわけです。定期的に点検をして、例えば景観の重要な樹木に指定された場合は、そして定期的にその結果を町長に報告しなくてはならない、条例の中に盛り込まれております。こうしたことが、一つ一つがまた町民の負担にもなるのではないかと。勝手に条例を決めておいて、だから、あとは自分たちできちんと手入れをして、町長に報告しなさいよということが町民に受け入れられるかどうか、理解を得られるかどうか、その点について伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

景観重要樹木というのは、今のところ、あの木だとかいう想定はないのですけれども、例えばここにこういう立派な木があって、歴史的な重みがあったりとかいうことで、そういった意見が寄せられたりした場合、審議会、都市計画審議会ですけれども、審議会を開いて認定していくという手順を踏みます。その先どうなっていくかというのは、また物によっての話し合いとか所有者等の話し合いにもなると思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第64号 玉村町景観条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第7 議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部改正について

○日程第8 議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第9 議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第65号から日程第9、議案第67号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正及び議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの3議案について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第65号及び第66号につきましては、平成30年度の人事院勧告が職員の勤勉手当を0.05月引き上げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引き上げを行うものでございます。

また、今回の期末手当の引き上げにより、年間4.4月となる支給月数を平成31年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる2.2月として平準化するものでございます。

続きまして、議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成30年度の人事院勧告に伴い、給料表及び勤勉手当の支給割合等を改定するものでございます。

まず、第1条の改正内容ですが、給与につきましては、民間給与との較差を解消するため、給料表を改定し、給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当につきましても、民間が公務員の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう、支給月数を0.05月引き上げ、年間4.45月とし、再任用職員にあっては年間2.35月とするものでございます。

なお、給料表の見直しについては、平成30年4月1日にさかのぼって適用することとなります。

続きまして、第2条の改正内容ですが、第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引き上げに関連して、年間4.45月となる期末勤勉手当の支給月数を、平成31年度以降から6月期、12月

期とも、期末手当1.3月、勤勉手当0.925月として平準化するものでございます。再任用職員にあっても、6月期、12月期とも、期末手当0.725月、勤勉手当0.45月として平準化するものでございます。

なお、第2条の施行期日は平成31年4月1日となります。

これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。10時35分に再開します。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第10 議案第68号 玉村町立学校設置条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第68号 玉村町立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第68号 玉村町立学校設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日に玉村幼稚園と南幼稚園が統合し、玉村幼稚園のみとなることに伴い、玉村町立学校の設置に関する事項の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、設置に関し、南幼稚園の項目を削除すること及び管理に関し、別に定める玉村町立幼稚園管理規則に委ねる事項を条文に盛り込むことです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第11 議案第69号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第11、議案第69号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第69号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説

明申し上げます。

本案につきましては、群馬県と県内市町村が昭和48年より共同で実施しております福祉医療費の支給に関しまして、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、玉村町福祉医療費支給に関する条例についても改正する必要が生じたものです。

改正の主な概要は、重度心身障害者資格及び高齢重度障害者資格を持つ受給対象者で、住民税が課税されている方については、病院へ入院した際の食事代である入院時食事療養費を自己負担していただく内容となっております。なお、住民税非課税の方及び中学校卒業年度までの子供、母子、父子家庭への助成に関しましては、これまでどおりで変更ありません。

少子高齢化の進展や所得格差の拡大などにより、福祉医療制度を取り巻く社会情勢は変化しており、群馬県では、本制度が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、平成29年2月に外部有識者による群馬県福祉医療制度在り方検討会を設置し、検討を重ねてきたところでございます。これまでの検討会での議論の結果として、病院へ入院した方の食事代が入院時食事療養費として支給対象とされているのに対して、自宅療養や病院以外の施設に入所されている方はこれまでも食事代を自己負担しており、負担の公平性の観点から今回見直しの対象となり、一定の収入のある方については自己負担していただくこととなりました。群馬県では、今回の見直しに関して、既に群馬県医師会を初め障害者団体への説明会も複数回にわたり開催しており、制度改正に向けて準備を進めております。

平成31年4月1日以降の住民税非課税かどうかの判定に関しましては、できるだけ支給対象者の負担をふやさないよう検討を重ね、各保険者から発行される限度額適用・標準負担額減額認定証を取得していただき、福祉医療費受給資格者証とあわせて医療機関に提示することで、入院時食事療養費が支給対象となるかどうかの判定を行う形式となります。

制度改正に関しましては、広報やホームページに掲載するとともに、対象者の皆様にはお知らせの通知を送付して周知を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 議案第69号なのですけれども、本議案は、今まで重度心身障害者の皆さんが入院時の食事代が無料だったと、これを自己負担を求めるという変更になるわけで、この説明によれば、住民税非課税世帯は今までどおり無料になるというお話なのですが、そこで、県の方針がなったからといって、重度心身障害者、それから高齢者の障害者、いきなり食事代を、食事療養費を自己負担にしてしまうのはいかにも冷たいのではないかと思います。

その上で、何点かお尋ねをいたします。町にはこの有料化になる対象者の患者数はどのくらいいる

のか、1点お尋ねします。

次に、要するに削減をされた部分というのはどの程度の金額になるのかお尋ねをいたします。

また、こういった、重度心身障害ですから、相当、生活には困難を伴っていることが想定されるわけですが、こういった状況に鑑み、町で、県がやらないからといって、その負担を、残す道はないのか。

以上、お尋ねをいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） ご質問にお答えいたします。

まず、対象者の数なのでありますが、重度心身障害者の方及び高齢重度障害者の方、全体で概算で約630名程度いらっしゃいます。その中で、今回対象外となります、住民税の課税されている方につきましては約320人程度となっております。この320人程度の方がいらっしゃるのですが、その中で入院を当然されたときというようなことをございます。

また、今回の条例改正に関しまして、対象外となる金額ですが、28年度、29年度の状況を見ますと、全体で約1,500万円、概算ですが、1,500万円程度となっております。

また、この制度を引き続き、県がやめたからといって、やめるのはどうかというご質問なのですが、先ほど申しましたとおり、県と町で2分の1ずつ負担をしておりました。それを、県のほうは既に要綱のほうを改正されておまして、来年度、4月からはそれがなくなるということで、町単独、単費で1,500万円、丸々負担するということは、今の財政状況等を考えますと、今後ずっと続いていくわけですので、その辺は大変厳しいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうしますと、約1,500万円の負担が発生すると、逆に言えばそれだけ払われていたということで、県と町と、2分の1ですから、この1,500万円が半分半分ということになるのでしょうか。そこをちょっと確認したいのですが、

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 今年度までにつきましては、県と町で2分の1ずつ負担をするということをございます。ですので、県のほうから補助ということで、2分の1、歳入として入ってきている状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうしますと、今まで約750万円は町は負担をしていたということに

なって、県の750万円がなくなるので、その1,500万円、そっくりやめてしまおうと、こういう議案なわけですね。考えてみますと、重度心身障害者ということと高齢者、障害者ということは、相当の困難が想像されるわけですけれども、この630人、326人いるというのが、入院患者が326人いるという考えなのでしょうか。確認をします。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） こちらの数字につきましては、実際にいる方、入院されている方の数字ではございませんで、あくまでも重度心身障害の方及び高齢重度障害者の資格をお持ちになっている方の人数になります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） この条文の中で、減額認定証というのがあります。対象の方、今話もありますけれども、この認定証の交付、窓口とか手続とか、住民の方の負担にならないような形を考えているかと思うのですが、その辺のところはどんなような形になるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） こちらの減額認定証につきましては、この条例改正によりますと、4月以降、減額認定証と福祉医療費の受給者証をあわせて医療機関のほうに提出していただければ、今までどおり食事療養費につきまして無料になるということで、この辺は十分、とりあえず全員の方に、対象者全員の方、630名程度おりますけれども、こちらの方、全員にお知らせのほうをいたしまして、非課税の方のみですけれども、減額認定証のほうは取得できるのは非課税の方のみになりますので、そちらの方々にも十分周知をしてまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 対象者の方が、大変大ごとの方ということですので、周知をして、申請を待って、それからという話のように聞こえたのですが、例えば保険証だとか、そういうのは郵送、最初はあれですけれども、郵送したりなんかしていますが、該当者がはっきりわかった場合に窓口で対象者の方にお送りするとか、要するに手間がかからないような形で住民サービスをするというお考え等は今後出てくるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 対象者の方は、大変、こういう対象の方ですので、その辺は十分配慮し

て、できるだけ負担がないような形でこちらも行っていきたいと考えております。
以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（高橋茂樹君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 12 議案第 70 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 12、議案第 70 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 70 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、道路占用料及び公共物使用料の見直しを行うものでございます。

改正の概要につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、国の管理する道路の道路占用料が改正されたため、町道及び水路等の公共物においても国の基準と同等の額に改めるものでございます。

なお、群馬県を初め、隣接する高崎市、前橋市、伊勢崎市におきましても、国基準と同等の額で改正済みとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 71号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

○日程第 14 議案第 72号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 15 議案第 73号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○日程第 16 議案第 74号 平成30年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第13、議案第71号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第74号 平成30年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第71号から日程第16、議案第74号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第71号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に8,518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億7,861万8,000円とするとともに債務負担行為の追加をするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、国県支出金、合わせて2,643万7,000円、繰入金として教育振興基金から4万6,000円、寄附金として302万円を追加するほか、不足する財源として繰越金5,568万1,000円を充てさせていただきました。

次に、歳出ですが、まず職員給与費では、人事異動によるもののほか、人事院勧告に伴う特別職の期末手当や職員の給料月額及び勤勉手当等の引き上げによる追加並びに年度途中での退職者の増加等による減額で、総額16万1,000円の減額となりました。

また、議会費においては、議員期末手当の見直しによる追加でございます。

次に、総務費では、ご寄附いただいた寄附金をそれぞれ目的に応じた基金へ積み立てるほか、固定資産税に係る過誤納還付金の追加を行うとともに、交通、防犯対策の充実として、交通安全標示の看板設置やカーブミラーの撤去新設、防犯灯の老朽化した木製支柱の更新工事を行うものでございます。

さらに、特殊詐欺等被害防止対策として、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などに対応するため、新たに防犯機能を備えた電話機及び電話機用防犯録音機器購入費の一部助成を行うものでございます。

民生費では、サービス利用者の増加に伴う障害者自立支援費並びに介護保険特別会計繰出金の追加を行うほか、保育所の施設修繕や民間放課後児童クラブの開設に向けた備品購入費の助成を行うものでございます。

衛生費では、原油価格高騰に伴うクリーンセンターの電気料及び燃料費の追加を行うほか、ごみの分別を徹底促進するため、新たにごみ出し情報お知らせサービス事業として、ごみ収集日の前日にはどんな種類のごみの日かをお知らせするとともに、ごみの分別や出し方など、町民の皆さんがごみについて手軽に調べられるスマホアプリを導入してまいります。なお、町内に在住する外国の方々も多国籍化しておりますので、今後、多様な外国語にも対応させることによりサービスの充実を図っていきたいと考えております。

土木費では、文化センター周辺開発の一環として、文化センター敷地の南側に駐車場や植栽等の整備を行うほか、区長要望等に応えるため、道路改良事業に工事費の追加を行うものでございます。

また、公園費では、落雷により故障した北部公園サッカー場の照明設備を補修するほか、来年開催予定のばらサミットに向け、バラ園の老朽化したつるバラ用トレリスフェンスの更新工事を行うものでございます。

教育費では、外国人子女教育支援事業として、多国籍化した児童の教育支援の充実のため、日本語教室の拠点である中央小学校にタガログ語やウルドゥー語に対応した臨時職員を増員するほか、小中学校等の施設修繕費や文化センターの外壁改修工事において設計内容の見直しに伴う工事費の追加を行うとともに、前年度末にベトナムの方からいただいた寄附金を財源として、町立図書館にベトナム関連図書の整備を行うものでございます。さらに、社会体育館トレーニングルームの充実として、必要な備品の更新を行うとともに利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、使用料の徴収について券売機の導入を行うものでございます。

最後に、債務負担行為の補正でございますが、まず交通弱者対策事業につきましては、タクシー利用料の補助に当たり、4月当初から利用したいといった要望が多数あったため、来年3月中にタクシー券の交付ができるよう準備を進めるものでございます。

第4保育所給食調理業務につきましては、今年度末の委託期間満了に伴い、新たに来年度以降の業者選定を行うものでございます。

道路補修計画推進事業につきましては、経済対策の一環として、発注件数の少ない春先の受注機会の拡大、早期完成による町民サービスの向上などを目的に、町単独事業の一部について前倒しを行うことで、発注時期の平準化、年度間の切れ目のない公共事業の推進を図るものでございます。

小中学校教育・校務用コンピュータ借上料につきましては、来年8月末のリース期間満了に備えて本年度から新たなシステムへの更新準備を進め、スムーズな移行を図っていきたいと考えております。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第72号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に719万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億1,228万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が増額になることに伴い、負担割合に応じて、保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を合わせて719万8,000円追加するものでございます。

次に、歳出では、人事院勧告に伴う給与改定により職員給与費、手当等を調整するほか、総合事業利用者の増加に伴い、サービス事業費に不足が見込まれるため、地域支援事業費を総額で719万8,000円追加するものでございます。

次に、議案第73号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に795万円を追加し、総額を14億4,770万円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、増額が見込まれる下水道使用料を385万円、建設改良費の財源となる下水道事業債を410万円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、人事異動等の影響により不足する職員給与費を538万6,000円、主に公

共ます設置の費用となる工事請負費を400万円増額し、一般経費の委託料を63万6,000円、公債費の利子償還金を80万円減額するものでございます。

最後に、債務負担行為の補正につきましては、企業会計移行に際し必要となる新たな会計システムの構築に向けて今年度中に準備に着手するため、会計システム構築業務委託料として660万円を計上させていただくものでございます。

次に、議案第74号 平成30年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、収益的収入についてですが、予定額を547万6,000円増額し、総額を5億7,890万7,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、全額が環境安全課からの消火栓設置工事負担金分収益の増額で、消火栓の管理及び経理方法の変更に伴い、当初予算の資本的収入から収益的収入へ予算を組み替えた分でございます。

次に、収益的支出についてですが、予定額を891万円増額し、総額を5億2,404万9,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、管材料の購入費を150万円増額、消火栓設置工事分の受託工事費を547万6,000円増額、人事異動に伴う職員給与費の調整で193万4,000円増額するものでございます。

次に、資本的収入についてですが、予定額を547万6,000円減額し、総額を1億9,000万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、全額が環境安全課からの消火栓設置工事補償金分収益の減額で、収益的収入でご説明しましたとおり、資本的収入から収益的収入へ予算を組み替えた分でございます。

次に、債務負担行為につきましては、今年度から来年度にかけて予定している工事の予算措置を行い、今年度から工事を実施するものでございます。

内容につきましては、浄水場内の導水管布設がえ工事で、第2、第3、第7水源分が3,000万円、配水管布設がえ工事で、板井地区（分割1号）が3,200万円、川井地区が3,000万円でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第71号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 4ページの債務負担行為ですが、これは先ほど町長の話の中で、特に第4保育所給食調理業務委託料については、来年の3月までの契約については済んでいるが、ということは、

来年の3月議会で契約してもいいのではないのかと思うのですけれども、いや、私のうがった考えでは、いわゆる来年の3月分までは既に契約して支払いが済んでいると、ここで支払いをすれば二重になるということはないと思うけれども、二重払いになるという、まあまあ、そんなことはないようにお気をつけになっているのだらうと思いますが、その点について、まずはちょっと聞きたいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 柳沢議員おっしゃるとおり、現在の契約は、来年の3月末までで3年間契約をしております。ただし、保育所の調理といたしますのは、通常の学校給食とは違いまして、食物アレルギーへの対策であるとか離乳食の刻み食の対応、こういったノウハウが必要だということで、来年度から、来年4月からの業務委託についてはプロポーザル方式を採用させていただきまして、この議会で議決いただきましたら、12月の中旬から公募を開始して、来年2月にプロポーザルで相手先を決定して契約をして、4月以降の契約に、準備を行っていききたいと、そのために、準備を開始するためには来年の当初予算では間に合いませんので、今回の12月議会で提案させていただいたというものでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） その席でうなずいていただければいいのですが、ということは、二重払いということにはならないということですよ。当然だけれども。次の準備のために早目の対策、対応をしておく、こういう理解でよろしいですか。

それで、この下へいくと、2億五千何万、2億だよ、これは。校務用コンピューター、これがやっぱり債務負担行為、町長の説明では、8月までは契約は完了していると。やっぱり、同じような、8月末って、では、同じような疑問は、私、素人としては若干の憂いがあるのですけれども、円滑な8月からの運用のためにはこの時期に契約をすることが必要なのだというお話をされたと思うのですが、その意味がちょっとわからないのですが、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） パソコンのリース契約が来年8月末に切れます。3月でもいいのですけれども、消費税が来年10月から10%に上がります。ですので、今年度中に契約して、4月以降の納入となりますと、消費税が8%のままでよいということで、2%節約できることとなります。ですので、今債務負担行為をいただいて準備を進めれば、それだけの節約になるということで、このように提案をしております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番(柳沢浩一君) そうして、本来、来年になれば10%払わなければならないところを、今すれば2%助かると。これも善意に解釈をすれば、町長の言葉どおり、円滑な運営のためと、こういうふうに捉えるべきなのかわかりませんが、最初からそう言っただけであれば私もよかったですかなと思うのですけれども。

特に、いわゆるコンピューター関係については、今までも私も質問したことはありますが、いわゆる業者を変更、かえるというふうなことはなくて、8%、来年の3月いっぱいまでなら8%でいいということですか。それとも、新年度に入ってしまうと10%払わざるを得ないと、こういうことですか。その辺、ちょっと理解が。

◇議長(高橋茂樹君) 学校教育課長。

[学校教育課長 大堀泰弘君発言]

◇学校教育課長(大堀泰弘君) 4月以降に契約してしまいますと、8月末までに納入したとしても10%になってしまいますので、3月31日までに予定のものを契約をしておくことで消費税の節約となるということです。それと、システムを構築するに当たっても、やはり時間がかかりますので、その意味でも早目に対策をしたほうがいいということで今回提案をしております。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑はありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 同じ関係で申しわけないですけれども、2億5,000万円では、仮に1,000台入れたって、10万円なら1億円ですよ。随分高いような気がするのですけれども、何台入るのですか。

◇議長(高橋茂樹君) 学校教育課長。

[学校教育課長 大堀泰弘君発言]

◇学校教育課長(大堀泰弘君) 学習用のコンピューターで390台、校務用、職員用で250台の640台です。それ以外にも、今回のリースにつきましては、システムであるとかセンターのサーバーであるとか大型モニターであるとか、そういったもの、パソコンだけに限らず、もろもろのものが入っております。ICTを使うための準備としてこのような金額となっております。

◇議長(高橋茂樹君) 5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 600、700台で、1台当たりだと随分高くなる、システムは、これはもちろんリースですから、お返しするわけだと思うのですけれども、5年でこの金額が、安いのか、高いのかわかりませんが、何か、素人から見ると高く感じますけれども。

それで、今の話で、契約が、消費税が上がるのが10月で、8月までに納入して、消費税が10%

になってしまって、どうも話がわからないような気がするのですけれども、4月1日に契約すれば8月いっぱいに入れろと、そういうわけにはいかないのですか。8月ではない、9月いっぱいに入れろと言えば。そうすれば、その入れ終わった時点でお金を払えば8%で済むのではないですか。仮にそうであるとすれば、そういうことが可能であるとすれば、31年度予算でやったって間に合うのではないかと、そういう疑問を感じますけれども、その辺、どんなことなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） リース契約は、4月1日以降に契約しますと、10月までの分については8%なのですけれども、それ以降の支払いについては10%となりますので、今回、学校関係のコンピューターにつきましては、9月1日から新しくなります。ですので、確かに9月1日までは8%なのですけれども、それ以降、支払うものについては分割払いとなりますけれども、分割払いについては10%となってしまいます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 確認というか、今の話ですと、いつ契約したって10月以降は10%になってしまうのではないかというような感じがしますけれども、今の説明はちょっと納得、確認ですけれども、そうではないですか。今の説明は、いつ契約しようが、10月以降になれば、そういうふうに感じました。その辺、ちょっと確認です。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） そのために、4月1日前、3月31日までに契約だけはして、納入を10月1日前にするようにしたいと思ひまして、今回提案をしております。そうすれば、8%のままでもいいということになります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今の件なのですが、基本的に、今の業者さんに随契みたいな形で今お考えなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） いえ、入札の予定であります。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 契約期間が5年間ということなのですが、こういう機器って、すごく今、日進月歩で進んでいると思うのですが、5年という契約期間はどのような形で決められているのかお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 確かに技術の進歩は速いのですが、こうしたことを考えますと、大体、設備機器の5年ということではしておりますので、5年でいいのかなということでは決めております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 29ページ、障害児通所支援費ということで、放課後等デイサービス事業1,580万円というのがあるのですが、29年度のときは35人程度と聞いていたのですが、人数がふえたということなのですが、何人になったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 月田議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、平成29年度は35名、月の利用者数ですが、35名から38名ぐらいのところ、平成30年度に入りまして41名を超えております。9月までの実績でございますが、の平均でございますが、45名が平均となっております。なので、大体10名近く、月でふえていると思われま。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、従来予算が4,080万円、これが1,580万円ということで、5,500万円以上の予算がかかっているわけですが、そうすると、人数で割ると、1人当たり年間百二、三十万円、120万円ぐらいになるのかと思うのです。放課後ですから、学校に通っている日から見ると220日ぐらい、では、1日、計算すると、1人当たり120万円ぐらいで、それを220で割ると1日5,000円ぐらいになるかと思うのですが、具体的に、時間的には長くて5時間ですよね、放課後ですから。そうすると、マックス5時間、1日5,000円というと、どんなことを放課後デイサービスはそこでされているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 放課後デイサービスは、児童発達支援のサービスの一つでございます。

す。なので、放課後を利用して、生きづらかったりするお子様の療育の場というところでございます。なので、自立生活を営むための訓練とか、それからあと創作活動とか、それから余暇の有効利用とかを行っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

それで、5カ所あるという話なのですが、具体的にはどんな内容かを確認しているのですか、そちらとしては。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） サービスの内容につきましては、個々の事業所によって異なりますので、その点につきましては、契約の前に利用者の方につきましては必ず見学していただくとか、内容の確認をしていただくとかするようにこちらからお話をしております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 先ほどの債務負担行為のコンピューターの件なのですが、今まではいろいろな、コンピューター購入のときにシステムを変えられないから随契だというような話の中で、今回は入札ということで、学校、全体、学校というか、小学校も中学校もなのでしょうけれども、学校中のシステムを全部変えて、町のシステムとは全然関係ない形で新しいシステムを導入するのかということと、要するに、入札、業者は何社ぐらいを予定しているのかということをお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） システムにつきましては、学校独自のシステムということでしております。学校だけの庁内LANを整備しますので、それで独自でやっております。業者につきましては、まだこれからなのですが、3社以上にはなるかとは思いますが。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） その業者は、今5年ということでしたけれども、決まった場合はまた、今度はそれは随契で持っていくような形に、システムを変えない限りは随契で持っていくというような形の選び方になるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） いえ、これは物品となりますので、随契にはならず、また整備をするための入札を行うことになるかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ちょっとそこら辺がよくわからないのですけれども、コンピューターを買うだけではないのですよね。システムを買っていくわけですね。システムは前のを使って、コンピューターだけ新しくするわけですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 学校教育では校務システムという独自のシステムがありますがけれども、それも含めたもので入札を行いますので、そのシステムとハード面について、それは各業者で用意ができますので、それは入札を行っていくということになります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 21ページの町税過誤納の還付金の関係なのですけれども、この過誤納が発生した経緯をちょっとお尋ねしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） お答えします。

全員協議会のときにもお話ししたとおりなのですけれども、こちらにつきましては、2筆の土地が誤って農地が宅地の課税をされたということで、その年数が25年以上あったということで、金額的には、加算金を含めると400万円を超えるような金額になったということでございます。そのため、還付加算金の不足額を補正という形で今回計上をさせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） それは聞いているのですけれども、農地が宅地として課税された、その経緯を知りたい。航空写真か何かで宅地状になっていたから、税務課がこれは宅地だということで課税したということでいいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 経緯の細かい説明になりますけれども、まず市街化区域にあります農地でございまして、2筆ございました。それで、平成3年に、航空写真では、1つの土地、まずAとい

たしますけれども、こちらは畜舎がございまして、昭和44年に建てているような形で確認できております。それともう一筆、Bの土地といたしますと、こちらが放牧場という形で、牛を放牧するような形の土地になっていることが確認されております。

続いて、平成5年に、名寄帳、こちらのほうにおいては、Aの土地が畜舎の、家屋の課税がございました。それで、もう一つの土地については田ということで課税がされております。Aの土地については、宅地ということでなっております。

続いて、平成6年、このときに名寄帳において畜舎、家屋の課税がなくなっておりまして、平成5年中に滅失を行ったというふうに確認しております。

平成8年、このときに航空写真におきまして、Aの土地、畜舎につきましては、家屋がなく、畑として利用していることが確認されております。また、Bの土地については現況が田という形で確認されております。

それで、平成5年のときに、Bの土地については、名寄帳のメモ書きのような形で、平成5年9月17日に現況確認により課税地目を宅地に変更というような記載があったということが確認できております。ただ、実際に納税者の方に確認したところ、特に農地転用の届け出も宅地の利用もしていないというふうに本人からは確認をとっております。

これらのことから、Aの土地、畜舎があったものについては、平成5年中に畜舎の滅失がありましたけれども、現況宅地として課税を行ってしまったということだと考えられます。また、Bにつきましては、平成5年の課税状況におきまして、地目認定を誤って宅地というふうにしてしまったのではないかというふうに考えられます。ちょっと、25年以上前のことですので、はっきりしたことはわかりませんが、あくまでも本人等の確認においては農地として使っているということで、また農業委員会にも確認して、農地転用の届け出等が出ていないということですので、このことから宅地の課税はできないということで、農地に戻すという形で課税の変更を行いまして、還付を行うという形になります。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 何か、ちょっと複雑な経緯です。市街化農地で、そこに畜舎が建っていたという形で、しかし、農地転用の届け出は出していないと、放牧地は宅地として課税されていたと。恐らく航空写真か何かで認定して、現場も行ってやったというのだけれども、税務課は現況で押さえていくみたいですよね。それで、それと今度は利用者、時には逆に勘違いしてしまって、農転の、農地転用の許可をとっていないのだけれども、宅地として課税されて、宅地なのだからと、宅地として課税されているのだから、私のこの土地は宅地だと、だから売れるのだとか、そういう話にもなってくる可能性もあるので、宅地に課税する段階で農地転用の、地目が農地の場合、今、評価証明なんか

を見ると、登記簿、田んぼとか畑、現況、宅地なんて出てくるのです。そういうのがうんと怪しいのだけれども、課税をするとき、農地を宅地にするとき、農業委員会にこの土地は許認可をとってあるのかどうかというのは聞かないでやってしまうわけですね。だから、本来なら、聞いた上で本人に、これは許可をとっていないのだから、実はこういうことはできませんよぐらいのことを言ってやるのが筋かと思うのだけれども、その辺の運用というか、現実にはどうされて、それから、これからどうしようかということをお尋ねしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） あくまでも税務課は現況で確認して課税のほうを行っておりますので、登記簿上の地目が田畑であったとしても、そこに建物が建っておれば宅地というような課税になっております。また、今回は市街化区域の土地ですので、農業委員会のほうに届け出さえ出せば宅地には変えられるとは思っておりますけれども、その届け出がされていなかったということで、今後は農業委員会とも連携しながら、もし建物が建っていて農地転用の届け出が出ていないような場合には、指導するような形を徹底していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君発言〕

◇1 番（小林一幸君） 30 ページになります。障害児の相談支援事業について、ちょっとお尋ねをいたします。

この増額になっている分ですが、相談件数がふえたということで、増額ということでお伺いをしていますが、前年度から比べてどのぐらい相談件数がふえたか。逆に、相談を受けている方は何人いて、その基礎資格なんかももしわかれば教えていただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 済みません。相談件数につきましては、ちょっとすぐ出てこなくて申しわけないのですが、利用者数につきましては、月ですけれども、11 人から29 人の間で推移しております。大体、平均ですと十五、六人になるかと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君発言〕

◇1 番（小林一幸君） 件数がふえたということで、相談を受けるとか支援をするスタッフというところなのですが、今、現状何人ぐらいで受けているか教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 障害福祉係が全員で4名でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 55ページなのですけれども、文化センター管理事業の関係なので、ちょっとだけ。

工事請負費が202万3,000円でありますけれども、これは改修工事の追加工事みたいなものだと思うのですけれども、現状を見た感じ、もう既に工事がかかっているし、足場や、例えば風よけや養生が全部済んでいる中で200万円からの追加工事が出るのは、これは何がそんなにかかったのかなと、ちょっと疑問を感じるのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センターの外壁工事なのですが、外壁工事の内容が、タイルが浮いているもの、それとタイルにクラック、亀裂が入っているもの、タイルだけでなく、その中の壁まで入っているもの、その3種類の工事を実施しているものですが、まずタイルの浮きにつきましては、当初の設計が1,746を予定していたのですけれども、実際に足場を組んでみたところ、4,126と増加しました。そして、クラック、タイルにひびが入っているものにつきましては、中身を外して調べて、外壁というか、中身まで入っているものかどうかを確認しているところなのですが、こちらについてはまだ数量が確定していないのですけれども、終わったところもありまして、当初より少なくなる見込みとなっていますので、今回は最大限の補正として予定させていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 工事するには、足場だとか、それも全て工事準備ができていますから、この平米の差が2,400ぐらいですか、あるけれども、工事の平米、足場代とか、そういうのは別として、平米単価というのは幾らぐらいかかるのですか。そうすると、この二百何万。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） ちょっとその辺はわからないので、後で報告させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） こういう工事は予測がつかないかもしれませんが、私なんか、素人で考えるルールだと、競争入札で安く落としておいて追加が出たと、それで毎回するなら、そういったやり方は余り芳しくないような感じがしますけれども、その辺は、工事の入札の説明会や何かでそう

いう説明をしたほうがいいかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第72号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第73号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 2ページの会計システム構築業務委託ということですが、委託先をどういう形で決めたのか、経緯についてご説明ください。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 倉林教夫君発言〕

◇上下水道課長（倉林教夫君） 業者を決めたということですか。これから入札等で、これから業者、こちらにつきましては、企業会計ということになりますので、今現在上水道が使っている業者のシステムを併用するという形になると思われしますので、そちらの業者と同じところということで、特命随契になると思われ。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第74号 平成30年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第75号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）

◇議長（高橋茂樹君） 日程第17、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第75号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

玉村町B&G海洋センターにおきましては、5年間の指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査してまいりました。その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第7条に基づき提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町B&G海洋センターで、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県高崎市下豊岡町192番地12、株式会社NSP群馬であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 説明によりますと、5年間、日本水泳振興会が指定管理者としてやってきました。この説明書によると、NSP群馬は水泳振興会のグループ会社となっているのですけれども、具体的にはどういう関係にあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

日本水泳振興会という会社は全国規模の会社でありますけれども、NSP群馬につきましては、群馬県を拠点とした、NSPというのは日本水泳振興会の略になっておりますけれども、これまでも玉村町の、日本水泳振興会が受けていた指定管理の中で、教室の業務とか一部委託業務を実施していた会社になります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第18 同意第6号 教育委員会委員の任命について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第18、同意第6号 教育委員会委員の任命について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 同意第6号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の教育委員であります羽鳥美晴様が、12月18日をもって教育委員の任期が満了となります。羽鳥様には、この4年間、教育行政のみならず、町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、町の発展に寄与されましたこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。このため、本案は、羽鳥様の後任に玉村町大字斎田420番地にお住まいの田村恭一様を任命いたしたくご提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

田村様の経歴につきましては、昭和51年に東北大学文学部を卒業、大学院に進まれ、文学修士号を取得されました。昭和58年から東北大学文学部助手として勤務され、その後、昭和61年から上武大学に勤務され、平成14年から経営情報学部教授として、平成25年からビジネス情報学部の教授として勤務され、平成29年3月に退職されました。現在は、哲学を勉強する傍ら、畑で自家用野菜の栽培をしています。田村様は、教育の現場で生ずる日々の問題を解決していくことが重要であることは言うまでもなく、来る新たな社会を見据えて教育を考えておくことも必要であるという所信をお持ちになっており、人格、知識、経験から教育委員として適任であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

○教育委員会委員挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました田村恭一氏が議場に見えて

おりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 田村恭一君登壇〕

◇教育委員会委員（田村恭一君） 議会の皆様方のご賛同をいただきまして、教育委員に就任することになりました田村でございます。ご賛同をいただきましたことに対しましては、心より感謝申し上げます。

私は齋田に住んでおりますが、家の前が通学路になっていて、小中学生が登下校していきます。特に背丈の半分ほどもあるランドセルを背負った1年生を見ますと、学校生活にうまくなじめているのだろうかとか、これからどんな人生を送ることになるのだろうかとかふと考えたりもします。どんな人生をとすることはもちろん誰にもわかりませんが、確かなことは、児童生徒たちが大人になるときの社会が今よりも一層流動化、複雑化しているであろうことであると思います。教育の責務は、言うまでもなく、そうした社会で活躍できる人間を育てることにありますが、それには現在教育が抱えている問題を、来る社会を見据えつつ、一つ一つ解決していく努力が必要になるかと存じます。私も、微力ながらそのために力を尽くす所存であります。

何分、教育行政に携わるのは初めてのことでございますので、皆様方のご指導を賜りますよう切にお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 田村恭一氏には、教育委員会委員として、玉村町の教育行政のため、大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。

————— ◇ —————

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午前11時56分休憩

—————

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○日程第19 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第19、一般質問を行います。

今定例会には10名の議員から通告がなされております。

—————

一 般 質 問 表

平成30年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育分野での I C T（情報通信技術）の活用について 2. 消費生活センターの現状と課題は 3. 公衆トイレの管理は十分か 4. 図書館の今後の対応について 	月 田 均
2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度事業計画の進捗状況について 2. 高齢者の農福連携について 3. 小学生の通学路の安全対策について 4. 交通安全対策と現状について 5. 子どもの貧困問題について 	渡 邊 俊 彦
3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 多文化共生社会への対応について 2. 介護離職防止のための地域包括支援センターの活用について 3. 滝川用水沿いに街灯整備を 4. 発注者にとっても受注者にとっても公契約条例の制定は必要と考えるが 	石 川 眞 男
4	<ul style="list-style-type: none"> 1. 玉村町の上水道事業について 2. 移住・定住促進対策の進捗状況について 	新 井 賢 次
5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 公共下水道事業の進捗状況と、整備区域内の接続状況について 2. ふるさと納税アップへの工夫と返礼品の対策は 3. 高崎・玉村スマート I C 周辺開発事業の今後の流れについて 4. 使われなくなった農業用水路の管理について 	備前島 久仁子
6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育の現状と、課題を聞く 2. 消費税引き上げの、財政への影響は 3. 障害者雇用率は達成するか 	柳 沢 浩 一
7	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度予算編成について 2. 玉村町の公共交通について 3. 防災対策について 	三 友 美 恵 子
8	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度予算編成の基本方針を問う 2. 小規模企業振興条例の策定で地域経済の振興を 3. 住宅リフォーム制度の再開を 4. 「国際教育のまち」を生かす取り組みを 5. デマンド型交通の検討を 	宇津木 治 宣

順序	質 問 事 項	質 問 者
9	1. 児童発達相談について 2. 地域福祉計画等策定について 3. 国保特定健診について	小 林 一 幸
10	1. ポイント制度の導入はどうなっているか 2. 防災体制の構築を図れ 3. ヘルプカードの交付について	石 内 國 雄

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

[4番 月田 均君登壇]

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

ことし1年を振り返って、寒い冬から始まり、すごく暑かった夏、秋に入ってようやく気持ちがよくなったと思ったらもう冬、自然災害もあったし、事件もあった、大変な1年があと少しで終わろうとしています。ことし最後の一般質問、きちっと締めて終わりにしたいと思います。

では、まず第1の質問、教育分野でのICT（情報通信技術）の活用についてお聞きします。新聞等で情報技術に関する記事をよく見かけます。AI、人工知能、IT、情報技術、ICT、情報通信技術、IoT、物のインターネットなど。11月のある日の新聞には、5項目の記事が載っていました。医療におけるIT活用診断、次に単身高齢者、ITで見守る、介護にAI技術開発進む、デジタル教科書、健康に配慮、テレビ番組ではAmazonのAI技術レンタルなど。小学校や中学校でもICT技術を活用した教育が始まっていると聞きますが、町ではどのように取り組んでいますか。また、ICT技術の整備環境はどこまで進んでいるかお聞きします。

続いて、第2の質問、消費生活センターの現状と課題についてお聞きします。9月の決算委員会の際に、消費生活センターへの相談件数が増加しているとの報告がありました。不正請求はがきが届くなどの案件の増加が原因とのこと。消費生活センターは消費者を守ることを行っていると理解していますが、どのような業務を行っていますか。また、どのような課題があるかお聞きします。

続いて、第3の質問、公衆トイレの管理について。運動公園、グラウンドゴルフ場、キャンプ場、休憩場などにある公衆トイレ、管理が不十分なところもあるようです。どのような管理を行っていますか。

最後の質問、図書館の利用について。図書館の利用状況は、来館者数、貸し出し数とも減少傾向、特に若い人の減少が顕著と聞きます。スマートフォンやタブレット端末の普及が大きな原因とは思いますが、余り喜べることはありません。どのような対応をしていますか。一方、高齢者の利用が増

加しているとのこと、どのような対応を考えていますか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

1番目の教育分野でのICTの活用についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次の消費生活センターの現状と課題についてのご質問にお答えいたします。玉村町消費生活センターは、町民の消費生活の安定及び向上を目的として、町が運営する消費者のための相談業務を行う機関であり、平成22年4月に勤労者センター内に開設しました。

業務につきましては、平日の午前9時から午後5時まで、専門知識を持った消費生活相談員2名が常駐し、町民からの消費生活に関する相談に電話や面接などで対応しております。相談内容としましては、商品購入時の契約トラブル、悪質な訪問販売や勧誘行為、架空請求はがきに関する事など、さまざまな消費生活に関する問題であります。相談件数は、平成28年度が304件、平成29年度が396件、平成30年度は10月末現在282件で、昨年度を上回る状況です。

また、相談のほかに消費者への啓発として、町広報紙に注意喚起の記事の掲載、地域の公民館等での出前講座も実施しております。出前講座は、警察とも連携して、振り込め詐欺を寸劇により実演する等、高齢者にも伝わりやすいように実施しております。平成28年度は3回実施して受講者247名、平成29年度は4回実施して受講者316名、平成30年度は10月末現在で4回実施して受講者307名という状況であります。

センターの課題としましては、消費者を取り巻く環境の大きな変化への対応が挙げられます。スマートフォン等のインターネット機器の普及により、ネット上での架空請求や不当請求といったトラブルが若者層を中心に増加しており、こうした問題を未然に防ぐための啓発活動が必要と考えております。今後も、町民の消費生活に関する問題解決に寄与するよう努めてまいります。

次に、公衆トイレの管理についてお答えいたします。ご質問いただきました、運動公園、グラウンドゴルフ場、キャンプ場、休憩場の10月のトイレの清掃回数は、総合運動公園28回、東部工業団地内運動公園21回、玉村町グラウンドゴルフ場26回、角淵キャンプ場5回、斉田休憩所22回で、他の月もほぼ同数を行い、今後も予定しております。また、清掃とあわせてトイレ設備の点検を行っており、ふぐあいや破損があった場合には速やかに修理を行っております。なお、昨年度及び今年度において、利用者からトイレに関するご意見等は特にいただいておりません。

次の図書館についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） まず、教育分野でのICT（情報通信技術）の活用についてお答えいたします。

2020年度に全面実施となる新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見、解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質、能力として位置づけられました。また、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることも明記されました。さらに、小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されております。

玉村町では現在、コンピューター教室のパソコンのほか、タブレット型のパソコン、電子黒板、実物投影機等を導入するとともに、校内全域に無線LAN環境を整備し、普通教室における授業に活用しております。これにより、指導の面においては、学習課題への興味、関心を高めたり、学習内容をわかりやすく説明したりするための指導方法の一つとして活用され、指導の効果を高めることにつながっております。また、教職員向けの校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減を図り、より児童生徒に向き合う時間を持てるようにするとともに、教材研究や授業研究に集中できる環境を整えているところです。一方、児童生徒にとっては、映像等が組み合わせられることにより、学習に対する興味、関心が高まるとともに、イメージを膨らませることで驚きや感動を覚えたり、学習する課題の把握や自分自身で課題に気づくことができたりするなど、より思考や理解が深まり、知識の定着等につながっています。

今後も、日々進化する情報社会を勘案し、児童生徒及び教職員が積極的に、また日常的にICT機器を活用することで、児童生徒の学力、情報活用能力の向上、教職員の指導力の向上や業務負担の軽減等につながるよう、ICT環境の充実を図っていきたいと考えております。

次に、図書館の今後の対応についてお答えいたします。平成29年度末の前年、平成28年度総実績比によりますと、貸し出し数は98%、来館者数は96%となっており、いずれも微減状態となっております。これらの減少に対応するため、乳児と母親に絵本をプレゼントして本に親しんでもらうブックスタートや毎週水曜日と土曜日に実施している読み聞かせ、小学生に図書館を知ってもらうための探検隊や本との出会いを提供する本の福袋、新1年生を対象にした利用カード作成など、年間を通じてさまざまな事業を行い、図書館や本に対する興味、関心を引き出す工夫を行っています。その結果、18歳未満の図書貸し出し率の平成29年の前年比は102%と、わずかながら向上いたしました。

また、スマートフォンやタブレット端末等、ICTの普及への対応といたしましては、携帯端末用の図書館ホームページの整備、ネットからの資料予約、事前登録による新着資料情報の配信、貸し出しや予約ランキングの確認など、ICTの利便性を活用した取り組みを実施しています。今後も、ICTと関連づけた取り組みを工夫し、本に親しめる環境整備に取り組んでまいります。

なお、高齢者への利用対応につきましては、細かい字が見えにくい方のために大活字本を随時購入したりしているところがございます。今後も、来館者が利用しやすい図書館として、さまざまな事業を工夫して図書館の利用率を向上させたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、質問の順序からで、ICT技術の活用から聞いてみたいと思います。先ほど、2020年から新しい学習指導要領が出るということでありました。その中で、児童のプログラミング教育というのが先ほど話がありましたけれども、始まると、2021年から中学、2023年から高校ということで、プログラミング教育、非常に入ってくるという感じがしたのですが、なぜ今プログラミング教育かと、私はちょっと考えてみたのです。

プログラミング教育が非常に進んでいるのはシンガポール、イギリスもそうなのですが、シンガポールは国が小さいし、工場もないし、ある意味、人ばかり多いということで、今から三十数年前、うちの母親が農協の旅行でシンガポールへ行っていたのですけれども、当時はシンガポールは多分観光でやっていたのかと思うのですけれども、そのうち金融で結構有名になりまして、今、やはり、いろいろ考えて、IT関係がいいのかな、情報技術を活用するのがいいかなということでいろいろやっていると思うのですけれども、やはり、これはかなり国策ですよね、国の方針で強力に進めているということで、シンガポールは進んでいると。イギリスも、産業革命発祥の地ですけれども、今はほとんど工場がなくて、EUから外れるというようなことをやっていますけれども、やはり、情報、新しい産業ということで取り組んでいると思うのですけれども。日本はどうかと考えると、ついこの間までは製造業トップをずっと走っていたと、でも、今はもう家電なんかは負けていますし、非常に雲行きが怪しくなっているということで、国なんかも新しい産業ということで、情報産業育成ということで考えていると思うので、これもかなり強い、国策に近いのかなと私は思います。

となると、今まで以上に情報教育をやっていかなければならないと思うのですが、先ほどプログラミング教育という話が出ましたけれども、この辺は、もう、2020年だからすぐなのですから、玉村町はどんなふうに考えているか教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 先ほど月田議員のほうからございましたように、なぜ今プログラミング教育なのかということで、こちらにちょうど資料があるのですけれども、文部科学省と総務省、それから経済産業省のほうから出している、未来の学びコンソーシアムということで、小学校プログラミング教育必修化に向けてということで、なぜ今、小学校においてプログラミング教育なのかということが明記されております。ちょっとご紹介をしたいと思います。

我が国の競争力を左右するものは何か。それはIT力です。ヨーロッパでは、IT力が若者が労働市場に入るために必要不可欠な要素であると認識されています。現に、90%の職業が少なくとも基礎的なITスキルを必要としていると言われており、多くの国や地域が学校教育のカリキュラムの一環としてプログラミングを導入しています。一方、日本では、2020年までに37万人ものIT人材が不足すると言われてしています。今後、国際社会においてIT力をめぐる競争が激化することが予測され、子供のころからIT力を育成して視野を広げておかなければ勝ち抜くことはできません。そのような思いから、小学校におけるプログラミング教育の必修化は実現されたのですというふうに書かれております。まさにこのとおりかなというふうに思います。

それで、プログラミング教育というのが一体どういうものなのかというところを、まず私たちはきちっと理解をして認識をする必要があるだろうというふうに思っております。プログラミング教育というのは、一言で申し上げますと、プログラミング的思考力を子供たちに身につけさせるということです。プログラミングをする場合に、きちっとした指示をしないとプログラミングができません。パソコンに向かって、きちっとした指示を、正しい指示をしなければいけない、こういう指示をすることで、次にこういう指示をすることでこういう方向に行くというような論理的な思考力、こういうものをパソコン等を駆使しながら子供たちに身につけさせる必要があるというところが一番大きなこの必修化の狙いだというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 目的はわかりますけれども、具体的にどういうふうに教えていくか、特に誰が教えるのかな、その辺がちょっと私は見えてこないのですけれども、今はどう考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 教師が教えます。しかし、プログラミング教育という、プログラミングに関する教科というのができるわけではありませんので、現在、各教科、領域でいろいろな学習を子供たちは積んできているわけですけれども、その教科等の学習の中にパソコンとか、あるいはいわゆるICT機器を導入して学んでいくということです。したがって、各教科の先生が教科の指導をするときに、プログラミングを取り入れて指導をするということになります。

例えば、よく例示もされているのですけれども、小学校5年生の算数の授業のときに正三角形の作図というのがあります。それを、今までは定規、コンパス等を使って子供たちに指導してきたことが多いのですけれども、プログラミング的思考を身につけさせるためには、パソコン上で、例えばここを基点として、こちらの方向に100延ばしなさいという命令をパソコンにします。そうすると、ここからこう行きます。その後、左へ120度曲がりなさいという指示を出します。そうすると、120度ですから、こう行って、こう行くわけです。そうすると正三角形になっていくのですが、ここまで来

たときに、左へ60度曲がりなさいという間違っただけの指示を出すと正三角形ができないのです、当然ですけれども。そのような考え方を子供たちに身につけさせると、そこでパソコンとかを使いますよと、ICT関係のものを使いますよと、そういうものを積極的に各教科等で取り入れていきたいと思いますところだと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 幾らかわかりました。

それで、ちょっと私は気になっているのだけれども、先ほどICTの、情報教育の予算が5年間で2億5,000万円というような話が出ていましたけれども、その前の5年間を見ると3億円を超えているので、ICTを活用しようとしたときに、前の5年間よりも予算が減っていて、私は大丈夫かなと単純に思ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 予算の関係ですけれども、3億円は恐らく保守点検等も含めての額になっているのかなと思います。今回、次年度以降の予算も若干、確かに減ってはいるのですけれども、3億円からの大幅な減額ではないので、今回の2億5,000万円のほかにまた保守点検等もありますので、予算的にはそのぐらいになってしまうのかなというところなんです。整備を同じようにしていくためには、そのぐらいの予算がやはり必要になってくるのかなと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

私は気になっているのが、先ほど先生が教えるというけれども、あれは結構難しく、やはり、英語の場合は英語の助手がつかますけれども、ICTだって、ICT助手がついてやって、その予算をとったほうが、やったほうが、やらなければうまくいかないのではないかなと思うのだけれども、そういう話は余り出ませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 英語でいうALTのような者がつくにこしたことはないとは思いますが、2020年度からですので、まだ1年半弱あるわけです。そうした中で、先生方に対する研修というのをきちっと積んでいくことが大事なだろうなというふうに思っております。そして、決して難しいことをやろうとしているわけではありませぬので、先生方が研修を積むことによって、十分、2020年度から導入されても大丈夫だというふうに思っております。現に、県の総合教育センターの研修あるいは、つい先日ですけれども、町の教育実践研修会ということで、このプログラミング教

育を取り上げて、学校の先生方に来ていただいて研修を積んだところです。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。ぜひ、群馬県のICT教育をリードするように頑張ってもらいたいと思います。

続いて、消費生活センターのことで続いて質問いたします。私、なぜ今回消費生活センターを取り上げたかということ、ことしの9月に消費生活センターに私が厄介になる事件が起きてしまいました。どういうことかということ、9月の中旬に私にこういうはがきが届きました。内容は、あなたの利用している契約会社から契約不履行による訴状が提出されました。このまま連絡なき場合は、給与、不動産等が差し押さえされることがありますと、裁判取り下げなどの相談に関しては担当職員にて承りますという、こういう手紙が来たのです。私もちょっと不安なので、とりあえず電話してみたのです。そうしたら、いや、あなたの個人情報が出てると、どうしようかと言ったら、いや、特に問題はないから、廃棄してくださいという話で、半分ぐらい安心して、そういうものかなと思って、捨てはしませんでしたけれども。その後、例の決算委員会のときに、こういうはがきが来ているということが出て思い出したので、玉村町の、この手紙はどこから来たかということ、東京都荒川区の消費生活センターというところから来たの。消費生活センターから私のところに手紙が来た。とりあえず、玉村町の消費生活センターに電話したら、あれ、電話してしまったのですか、それは詐欺の手紙ですよと言われて、ショックというか、びっくりしたのですけれども。周りの人に聞いてみたら、ほかにも手紙が来ているような感じなので、これは大変な問題だなと、よく安心安全と言うけれども、見える安心安全ではなくて、見えないところに随分こういう不安要素があるということで、とりあえず、こういう、きょうは消費生活センターを取り上げてみたのですけれども。

先ほどの説明で、広報で説明しているだとか出前講座ということで、私は出前講座は知らなかったのですが、広報はよく、毎月ぐらい、細かく消費生活センターの、書いてありました。ただ、その気にならないとなかなか目が届かないなということも、知っていたのですけれども、出前講座を一生懸命やっていると、数もふえているということで、ああ、そうなのか、一生懸命やっているのかなと思ったのですけれども、300人とか何百人は知っているかもしれないけれども、余りこういう、興味がなくて、私みたいにひっかかるような人は意外と行っていないということで、その辺は出前講座と広報だけで大丈夫なのかな、もう少し何か考えるところがないかなというのをちょっとお聞きしたいのです。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

まず、消費生活センターにつきましては、消費者の方々、町民の方々、その方々からの消費生活に

関する相談を承っております。そうした中で、まずどこに相談すればいいのかということが、今ご質問、議員のように、ちょっとわかりづらいのかなというところでのご質問かというふうに承っております。

町からのお知らせ等々の話になりますと、やはり第一に考えますのは広報紙、これを第一義として考えさせていただいております。そうしたことから、町の広報紙での、こういったことがございますので、何かあったらということも含めまして、毎月記事を掲載させていただいているところでございます。また、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、若い方々にも若干ふえてきているということもございまして、現状ですと、成人式に際しまして、新成人の方を対象といたします啓発のパンフレット、こういったものも配布をさせていただいております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 知らないことをいっぱいやっているというので、ある意味ではいいなと思ったのですけれども。

広報で毎月、ちょっと、1つだけ出てきますよね。でも、あれはやっぱり、特集で1回ぐらい、わっとまとめて、だって、もう2年か3年か、ずっと出していますよね、広報から。中身もよくできているし、実際に、私、インターネットのプロバイダーをかえたのだけれども、トラブルが出ると書いてありまして、私もこの間ひっかかってしまったのですけれども。やっぱり、そういうふうに、1回だけではなくて、こういう、今までのをずっとまとめて、1回ぐらい、わっと特集で出してもらおうというのはできないのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） それぞれの事案ごとに、いろいろなご事案がございます。いろいろなものを載せさせていただいておりますが、広報につきましては、それぞれ、紙面の制約といったこともございますので、そういった、どういった形でできるのかというのは、また広報を担当しておるところとも相談させていただければと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。ぜひお願いいたします。

続いて、公衆トイレの管理についてお聞きします。実は、これもなぜ私が取り上げたかという、10月の中旬ですか、隣の村の住宅街を歩いていたら女の人が、月田さん、私、この間、東部の運動公園の水洗トイレへ行ったら、扉が、使ったのだけれども、あかなくなって大騒ぎだったのですよということでありまして、何とかしてよと言われました。とりあえず、どうかなと行って見たのですけ

れども、たまたまそこに指定管理者の社員の方がいたので、2人で行ってみて、あそこは男子用のトイレと男女共用と女性用があるのですけれども、まず男女共用に行きました。そうすると、こういうロック、回す鍵なのですね、結構高そうなやつで。2人を見たのだけれども、問題はないのだけれども、やっぱりかたかったなと、ガチャガチャと、ちょっとかたいなと思った。次に、女性のほうは、ちょっと、とりあえず2人で行って見たのですけれども、これは鍵が壊されていたので、びっくりしました。ホームセンターに売っている、すごく簡単な、ローカルな、こういう横へずらす鍵がついて、反対側はドリルでもんで穴があいている程度だったのですけれども、これも入らなくはなかったのだけれども、でかい問題とは違うかなと思ったのだけれども、やっぱりこれも動きにくかったと。その社員の方と相談して、ちょっと潤滑剤をつけましようかということで帰ってきたのですけれども。

そのときに、そのトイレで私は気がついたのだけれども、確かに町長の説明で、東部が21回掃除している、きれいなのです。この辺、普通、公衆トイレって汚いイメージがあるけれども、きれいに掃いていて、きれいだった。ただ、手を洗うところ、このシンクなんかは、やっぱりもうちょっと、スプレーの洗剤でちょっと拭けば、タオルで拭けばきれいになるのだがと思っていましたし、あとはここの蛍光灯のカバー、電気がつくかどうか私はわかりませんが、とりあえずカバーの中がごみがいっぱい詰まっています、見るからに、まだ二、三十年しかたっていないから、そんなに悪くはないのですけれども、これはきれいにすればいいなと思ったりしました。ほかのところに、ほかの公衆トイレへ行ってみたら、上を見たら、クモの巣がいっぱい張っているのです。これは、東部は結構よかったですけれども、ほかのところは、あっちも、あっちもというので、トイレへ入ると、やっぱり、上を見ることは少ないかもしれないけれども、やはりクモの巣が張っているのはちょっと異様だなと。あとは、窓枠の下にほこりがいっぱいたまっているとかいうことで、先ほど28回とか21回とかやっているという話がありましたけれども、実際には何をやっているのですか。さっき言った、水を流して掃除だけなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

公園のトイレにつきましては、業務委託ということで委託しております。一応、委託するときの内容で仕様書というのを掲示しています。中身につきましては、例えばトイレ、当然、汚物の除去等は、ある場合はあります。それから、床の水洗い、それから照明、鏡、扉とか、そういったところの拭き取りをすることとはなっています。それから、便器とか洗面所については、一応、洗剤によってブラシをかけて拭き取るということで、あとトイレットペーパーの点検とか、あとは当然、漏水とか、そういうのも、点検とか、あと落書き等があれば消したりとか、それから外灯のタイマーとか、そういった、冬と夏で変わりますので、そういったときには入れかえたりしているような仕様書となっています。また、業務完了後には写真等で確認しております。先ほどの窓の下にちょっとほこりがとか、

そういうのもちょっとあつたりもするときもあるのかもしれませんが、そういったところを、今後、業務委託の中でそういう話もあるので、できるだけきれいにといいことでお願いできればと思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひ、もう一度項目を見直しして、ちゃんとできているかどうかを見ていただきたいと思います。

では、続いて図書館の利用なのですけれども、私が聞いているのは、平成16年がピークで11万人、今は7万人ぐらいということで、実際に減少はしている。その中で、ここへ来て、先ほど説明がありましたように、図書館を使ってもらうような努力をしているということで、それは非常にいいことだと思うのですが。

先月の末に、宮城県の女川町というところに行ってきました。あそこも新しい庁舎ができて、その中には文化センターもあって、図書館もあるし、すごく立派だったのです。ああ、すごいなと思ったのですけれども。図書館も見た、図書館は、だけれども、新しかったけれども、やっぱり、うちの玉村町と比べれば蔵書の数は少ないなという感じを受けたのですけれども。具体的に、玉村町の図書館の蔵書数というのはどのくらいあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 蔵書数ですが、平成30年3月31日現在の数字が、今、19万392冊となっております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 1人当たりの貸し出し数も玉村町は多いというのですけれども、これはどのぐらいなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 玉村町の1人当たりの貸し出し数は8.42冊となっていて、県下では現在4位となっています。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

それで、図書館に私も行くことがあるのですが、図書館の奥のほうに雑誌とか新聞とかが置いてあるのですけれども、私からぐらいの、高齢というか、中高年の人がいっぱいいます。雑誌もいっぱい

あるのですけれども、雑誌というのはどのくらいあって、どんな分野の雑誌をそろえているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 雑誌は今、112種類の雑誌を用意しておりますが、健康分野、料理、ファッション、音楽、映像、美術、写真、歴史、郷土、園芸植物、自然科学、趣味、娯楽、読み物、小説、それとその他ということで、その他は週刊誌的なものでそろえております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） いっぱい、いろんな種類をそろえているということ、わかりましたけれども。

実は、私はこの間、子供のときによく見た本で「家の光」というのがあったので、聞いてみたら、まだ発行されているという話を聞いたので、では「家の光」を見に行くかということで、図書館に行ってみました。幾ら探してもないのですけれども、とりあえず見に行きました。いや、実はうちの女房に、買えよと言ったら、図書館に行って、あるから見てきなさいと言われて、行ってみたら、なかったのですけれども。子供のときは大体、農家をやっていたから、あったのですけれども、昔はメジャーだったけれども、今はマイナーなのかなと思って、半分は理解したのだけれども。

よく見ると、先ほどいろんな分野の本があるといった中で、言っていましたけれども、そんなに、かなりマイナーなものもあるのです。今、私なんかは子供のときに見たような、年配の、高齢の人がいっぱいいるということは、あの手の、「家の光」のような本があっても私は悪くはないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。やっぱり、ほかで見るのが、本屋で見るわけにいかないし、図書館に行くしか私としては手が無いのだけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 「家の光」は置いていませんけれども、月刊誌なんかはバックナンバーを貸し出したりしているので、その記録とかも集計すれば出てくるかなと思います。ちょっと今手元に資料はありませんが、そういった資料、データをもとに雑誌のほうも選定していきたいと考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 後ろのほうから、農協に行けばいいかと言っていたので、ああ、そうかという、解決策が出たので、とりあえずはもう一回考えてください。

あと、新聞も随分読んでいまして、全国紙、地方紙、あとスポーツ紙、経済紙とかがありまして、私も見ているのだけれども。実は、私は農業新聞をとっているのです。なぜとったかという、議員になってから、とってくれというので、とりました。1年でもいいというけれども、1年でやめるのも、

それは心苦しいから、続けてとっているのですけれども。これは、私は農業従事者の利益を代弁している新聞かと思っていたの、今まで。農業新聞というのがあるのを知らなかったから。中を見てみると、農業新聞、農業従事者の利益を代弁している新聞でもないということなのです。私が見たのは、農産物を購入している消費者から見ていろいろ勉強になると。例えばこの間の新聞に書いてあったのは、高温化、温暖化しているので、九州のほうとしては米のつくりがうまくいかないらしくて、高温に適合したお米の研究をしているとかいうのがあって、よく、北海道のお米がうまくなったとか、いろいろ言っていますけれども、逆に困っているところもあるのかなということで、一つ、ああ、なるほどなと思った。

全国紙もいろいろ書いてありましたけれども、朝日、読売、毎日とか東京新聞とかがありますけれども、会社によってそれぞれの主張があるかもしれないけれども、ほとんど同じような考えですね、そんなにずれているわけではない。ずれているというか、変わっているわけではない。そんな中で、やっぱり農業新聞を見ていると、全国紙と違う観点から物を見ているので、これも、こういったものを玉村町の図書館に、「家の光」以上にあっていいのではないかと私は思うので、その辺は総務課長に聞きたいです。どうですか。いや、どちらでもいいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 新聞については、現在、選定基準とかは特にないのですけれども、一般家庭でも何紙も講読するうちはないと思うので、一般的な、一般紙を中心にそろえておりますが、専門紙として経済新聞とスポーツ新聞を置いて、あと英字新聞というのを置いて対応していますので、農業新聞についてはちょっと現在は対応しておりませんが、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ちょっと最後はわからなかったのですけれども、私に農協に行けということかなと、そういうことにはならないと思うのですけれども。いずれにしろ、いろんな形の情報を町の中に入れるということはいいことだと私は思うので、その辺はじっくり時間をかけて検討してください。

以上で、4つ質問をやってきましたけれども、いろいろ回答をもらえたので、これで終わりにしたいと思ひます。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時30分に再開します。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、5番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔5番 渡邊俊彦君登壇〕

◇5番（渡邊俊彦君） 議席番号5番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

早いもので、師走、12月になってしまいました。傍聴の皆様には、暮れのお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

1年を振り返ってみますと、いろいろな災害や事故が起こっています。群馬県草津白根山の噴火を初め、西日本豪雨災害、また台風21号の襲来による被害、北海道胆振地方を襲った地震など、各地で自然災害が発生しております。この玉村地域においては、自然災害の発生も少なく、よいところだなと改めて感じているところでございます。

事故においては、陸上自衛隊のヘリコプターが民家に墜落、炎上した事故が佐賀県で発生しました。8月には、群馬県防災ヘリ「はるな」が中之条町の山中に墜落、9人が亡くなる事故が発生しております。このような事故が再び起きないことを祈っているところでございます。

政治においては、安倍首相が3選し、第4次安倍内閣がスタートしました。安倍首相は、日ロ首脳会談を行い、北方領土問題に終止符を打つと断言しておりますが、ロシアのプーチン大統領を相手にどこまで交渉ができるか、行方に期待したいところでございます。国会においては、出入国管理法の改正法案では、与野党、激しい攻防の末、参議院に送られました。

前置きはさておき、1つ目の質問に入ります。平成30年度事業計画の進捗状況についてお伺いをいたします。町では、平成30年度事業の中に未来への投資につながる企業誘致や産業振興関係等の新規事業を上げておりますが、以下の事業について進捗状況と今後の計画やスケジュールについてお伺いをいたします。

1つとしまして、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺まちづくり事業について。

2つ目としまして、東部工業団地拡張推進事業について。以上2つでございます。

次に、高齢者の農福連携についてお伺いをいたします。高齢者の農業分野での就農を支援する取り組みも農福連携に含まれると考えますが、この取り組みについて町はどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをします。高齢化が進み、高齢化率が高いのは玉村町に限らず、日本全国に及んでおります。農業従事者の医療費が農業従事者以外の人よりも低いという話もあるようですので、農福連携の推進を提案します。

次に、3つ目の質問に移ります。小学生の通学路の安全対策についてお伺いをします。大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により小学生が亡くなる痛ましい事故がありました。通学路の安全対策の

一環として、ブロック塀等の安全点検等の対策についてお伺いをいたします。

次に、4つ目の質問に移ります。交通安全対策と現状について伺います。玉村町は、耕地整理や基盤整備も整っているため、農道も舗装整備されております。大変よいことと思いますが、この農道の見通しのよい交差点での交通事故が随所で発生しています。現状と安全対策についてお伺いをいたします。

最後の質問になります。子供の貧困問題についてお伺いをいたします。最近、子供の貧困問題がメディア等で取り上げられておりますが、町の実態をお伺いします。全国各地で貧困家庭の子供たちのために子供食堂を開設し、食事を提供していることをニュースや新聞報道で見たことがありますが、玉村町ではその必要性についてどのような状況なのか、子供食堂の開設についてボランティア団体等の動きはあるのかお伺いをいたします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 渡邊俊彦議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度事業計画の進捗状況についてお答えいたします。まず、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区まちづくり事業についてですが、産業団地造成を計画している高崎玉村スマートインターチェンジの北約20ヘクタールの区域について、平成32年度に群馬県が予定している区域区分の見直しにおいて市街化区域に編入されるよう、現在県との協議を行っているところでございます。市街化区域編入に当たり必要となる県及び国との協議は、都市計画はもとより、農林や治水などの多岐にわたり、また詳細であるため、協議に多大な時間を要し、本年度当初から協議を開始しており、現在も引き続き県の県土整備部及び農政部と協議を行っているところでございます。今後も、市街化区域への編入が滞りなく進むよう作業を進めてまいります。

次に、東部工業団地拡張推進事業についてですが、昨年度、東部工業団地の北地区について市街化区域編入の可能性を探るべく、概要計画を作成し、群馬県との事前協議を行いました。現段階では農林の観点から難しい面があり、また庁舎内で町内の産業団地造成計画の優先順位を検討したところ、まずは高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の事業化に向けて全力で取り組むという結論に至ったため、現在のところ、東部工業団地北地区については事業化に向けた作業を休止している状況でございます。

また、東部工業団地西地区については、ことしの8月に、8区画のうち申し込みのあった7区画について分譲する企業を選定しました。造成工事も無事終了しましたので、現在は契約に向けて土地の分合筆作業を実施しております。分合筆作業につきましては、面積が大きく、当初予定していたスケジュールから若干おくれておりますが、作業終了後、速やかに契約が進むよう、選定された企業とは密に連絡をとり合っているところでございます。なお、企業が選定されていない1区画におきまして

は、10月1日から10月31日までの期間で2次公募の受け付けを実施しましたが、申し込みはありませんでした。その後、11月14日から随時申し込みの受け付けを開始したところ、1社申し込みがありましたので、現在企業選定のための審査を進めているところでございます。

次に、高齢者の農福連携についてお答えいたします。近年、全国的に超高齢社会の到来により、農業従事者の高齢化による担い手不足や、それに伴う後継者不足の影響で耕作や管理がされていない農地が拡大しております。その対策として、農業分野と福祉分野が連携した農福連携の取り組みが各地で広がりつつあり、国においても、平成28年度に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランの中でも農福連携の推進が盛り込まれております。国の農福連携対策においては、地域における障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用のほか、高齢者の生きがいがづくり、活躍の場と位置づけられており、働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化につなぐためにも一層の推進が求められております。

玉村町においても、平成29年度に作成した玉村町版生涯活躍のまち事業計画におきまして、高齢者の就業促進や農作業などの地域活動を通じた社会参加による生きがいがづくり、活躍の場の提供ができるような体制を目指し、事業を推進しているところであります。たまむら農業塾やふれあいの居場所、また企業の社会貢献活動など、個々の取り組みが連携することで将来的に町の農業の維持と地域の活性化につながるよう考えております。また、議員ご指摘のとおり、高齢者が地域の中で生きがいを持ち、活動的に生活することが健康づくりや介護予防につながり、結果的に医療費や介護サービス費を抑制し、町全体の活力アップが図れるものと確信しております。高齢者の就労に限らず、障害者や生活困窮者の支援を含め、地域全体の課題として捉え、農福連携の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次の小学生の通学路の安全対策についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、交通安全対策と現状についてお答えいたします。土地改良事業により、農地の間を通る町道が直線的になり、議員のおっしゃるとおり、農振地域等におきましても見通しのよい交差点が多く存在します。見通しがよいため、運転者に慢心が生まれるのか、また交差道路の車両が動いていないと錯覚する、いわゆるコリジョンコース現象によるものか、結果として一時停止義務を怠ったり、交差点での出会い頭の事故が発生しております。また、朝夕の渋滞が起りやすい時間帯は、国道や県道を避けて農振地域内等のいわゆる裏道を走行する車両が多くなるため、出会い頭の交通事故の発生割合がなおさら高くなっているのが現状です。

これに対する町の交通安全対策として、ハード整備事業といたしましては、見通しがよく、スピードを出しがちな道路や事故が多い交差点などを中心に「スピード落とせ」「通学路最徐行」「農耕車に注意」などの看板や路面標示を設置したり、一時停止の周囲の路面に赤く強調標示を施したりすることで、車速の減速や確実な停止を促す対策を行っております。このほか、ソフト事業といたしまして、春、夏、秋、冬の交通安全運動期間中に、交通指導員や警察、交通安全協会と協力し合いながら、通学路を中心に街頭指導や交通安全パトロールを行い、交通事故の抑制に努めております。加えて、

全小学校で交通安全教室や自転車教室を開催するほか、中学生、高校生を対象に交通事故を再現して危険を予知させるスケアードストレート方式による交通安全教室も開催しており、今後も児童や生徒自身の交通安全意識を醸成する取り組みを続けてまいりたいと考えています。

次に、子供の貧困問題についてお答えいたします。現在、全国的に広がりを見せている子供食堂は、当初、子供の貧困対策から始まり、県内でも41の団体が実施しているところです。残念ながら、玉村町内ではまだ実施団体がいない状況でございます。そこで、町内の飲食店や食品企業、各種団体等に対し、子供食堂の実施希望に関するアンケートと子供食堂への理解を深める勉強会を10月と11月の2回実施いたしました。アンケートでは、団体及び個人から38件の回答があり、そのうち、子供食堂実施について興味、関心があるとの回答が24件ありました。また、協力方法として、食材の提供や調理スタッフなどボランティアとして参加したいという方も複数おりました。子供食堂の勉強会では、実際に子供食堂を運営している方を講師に迎え、取り組み状況や課題、群馬県内の子供の貧困状況、食中毒や食品衛生に関することを学び、2回の勉強会で延べ91名の方が参加されました。子供食堂は、地域に根差した取り組みとして、支援が必要な子供が孤立することがないように、つながりが広がるきっかけになると考えております。このため、子供の居場所づくりの一環としても、子供食堂の開設や運営に対して支援していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 次に、小学生の通学路の安全対策についてお答えいたします。

大阪府での事故を受け、当町においても去る6月に学校及び通学路のブロック塀の緊急点検を行いました。また、8月には毎年実施している交通安全及び防犯の観点における通学路の安全点検を行いました。学校設置のブロック塀については、法令に違反するものはありませんでしたが、一部老朽化により改修の必要があると判断したブロック塀について、現在、撤去、新設工事を進めているところです。また、通学路上に存在するブロック塀については特に危険箇所は確認されませんでした。民間設置のブロック塀については原則設置者の責任において対処していただく必要があることから、「広報たまむら」9月1日号にブロック塀の点検チェックリストを掲載し、住民向けに注意喚起を行いました。既に設置者において改善が図られた箇所も見受けられます。今後も、各関係機関と連携し、通学路における児童の安全確保を徹底してまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 自席にて引き続き質問させていただきます。1回目の質問に沿って行います。

高崎玉村スマートインターチェンジ周辺の開発の関係ですけれども、地主というか、関係者に通知を出したとかという話を聞いていますけれども、関係者は何名いらっしゃるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

こちらの事業につきまして、ことしの5月に地権者宛てに意向調査を実施しました。65名の方がおまして、半分以上、過半数を超える方が高崎市の市民になります。そのうち56名から回答をいただきました。その結果、集計した結果は、第2回の定例会で報告させていただきましたように、7割の方が賛成で、2割の方が条件によるというふうな回答を得ております。

今後の進め方なのですけれども、まず今はとにかく、平成32年の市街化編入に向けての1つ目のハードルをクリアするために、先ほど答弁にありましたように、農林調整や県の都市計画課を中心に協議、書類を作成して進めているところであります。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 関係者、地権者の意向というか、希望で、条件によりという人がいるそうなのですけれども、実は私もそれに隣接するところに住んでいますから、そういう方と話をすることもありますが、やはり土地の価格の話が出ます。そういう話は、役場のほうには言ってくる方はいないですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

価格につきましては、先ほど高崎市民が多いという話がありまして、高工団のほうも工業団地造成をやりまして、買収しております。そういった価格の認識がありますので、かなり要求というか、要望は高いのですけれども、ただ、関越を挟んでこちら側は玉村町ですので、その辺は少し落とした価格で設定はしていきたいという予定になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） そうですよ。高工団がやっている工業団地と比較して話をする人が多いのですけれども、やはり、関越のこちら側であるということと、町村が違うのですから、その辺は強気というか、納得させる施策、方策で交渉したほうがいいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。インターもできて便利になって、それで次は開発で、そういった形が進んでいくことを望んでいますので、ひとつよろしくお願ひしたいと。

これが仮にできた場合には、町のメリットというのか、経済効果とか、例えば税金だとか、どんな感じになっていくのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 済みません、今手元に経済効果の資料をちょっと持ってきていないのであれなのですけれども、20ヘクタールですので、それで、東部工業団地とは違って、場所的にいい場所ですので、それなりの価格で販売できると思います。それによって税金等の期待ということで、ちょっと済みませんが、今は手元に資料がありません。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 土地買収だとか、その辺のことは、多分、県の企業局に依頼するのではないかと思うのですけれども、県の企業局には、どういう形なのですか。手数料を払うのだから、それはわからなくて聞いているので、申しわけないのですが、結果として、工事費にかかって、差し引きで、お金が余ったらというか、プラスになれば玉村町に戻してくれるのだとか、何か、そういうルールみたいなのはどんなふうになっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

事業手法がいろいろありまして、個人施行や区画整理組合施行、それから株式、区画整理会社、それから町による、地方公共団体、それから開発許可においては企業局が行う場合と玉村町の土地開発公社ということがあります。その中で、町が行うときと企業局が行うときで、首都圏整備法という、工業団地造成事業という手法もあります。そういったことで、企業局がいろいろノウハウを持っておりますので、企業局とも現在接触はしております。また、事業のやり方について、高工団からも情報提供をいただいたりとかしているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） ぜひ、この計画が無事できるように祈るところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、東部工業団地の関係ですけれども、難しいという話でありますけれども、そういった答弁でありますけれども、それと同時に、既に完成している部分で、1区画、契約ができなかったけれども、11月14日以降に1社申し出があったという話ですが、伊勢崎市にも工業団地ができて、場所だと決して悪くはないと思うので、行政や何か、許可や何か、国やいろんな関係が難しいのだとは思いますが、これも根強くやって、玉村町は立地条件がいいのですから、一町民の私としては、国道354号バイパスができたのですから、あそこまでつながるぐらいの勢いで進めたらいいかと思っておりますけれども、それは夢みたいな話なのですけれども、そういった先々の考えみたいのはございませんでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

広幹道から、今現在、町道220号線を整備して、今年度ですか、開通したばかりですので、また新たな構想、ちょっと西のほうに構想というのはあったのですが、今のところ、今は町道220号線と広幹道ということで、主軸にしてやっております。また、町道220号線から町道103号線、今回事業化しておりますけれども、そういった外環の幹線道路になるのではないかと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 同じ玉村町でも、私は一番西のほうで、この話の工業団地、東のほうですけども、地元の人なんかは、何か調査しているかどうか知りませんが、その辺についてはどんな考えの人が多いのですか。調査した、していなければいけないですけども。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 今回、西地区をやったわけなのですが、その後、南とか東とかあるのですが、今のところはそういった意向調査等は行っておりません。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 余談ですけども、私の知り合いの方が、西高東低で、西のほうがよくなって、ちっともよくなりゃしないというふうなことを言った方がいるのですが、そんなことがあるので、地元の方は多分、開発してもらいたいという人のほうが多いのではないかと思います。いろいろ許すものがあれば、そういうことも頭に置いて進めていただきたいと思います。

次に進みますけれども、農福連携なのですが、答弁があったように、本来、障害者とか高齢者の農業分野での就労支援をする、その取り組みだと思いますけれども、高齢化が進む現代社会、高齢者の生きがいの創出だとか、介護予防として、高齢者が土地というか、土に触れ、植物を育てて、癒やしにつながり、健康が維持されるということを期待してだと思っております。そういったことで、町長答弁も進めると言っておりますけれども、具体的には何か進める、手腕というか、手法というか、あったらお願いしたいと思いますけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 実際に、農福連携で高齢者の生きがいというところだと、ふれあいの居場所とかで、畑を借りまして、それをみんなで耕して収穫しようというところと、あと企業の方で、農地を提供いたしますので、高齢者の方がそこに来て、畑を使って収穫等をされたらいかがで

しょうかというお話は来ております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 高齢者でも、後期高齢者とか定年したばかりの人とか、いろいろいるかと思うのですが、ほかの業種というか、シルバー人材センターなんかで働きたいという人もいるぐらいだから、それで、農業も法人化になったりして、組織が大きくなってやっているところも結構ありますから、そういうところで働く、就職あっせんと言っていいかどうかわかりませんが、そういったことは考えていないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 渡邊議員がおっしゃるとおり、農水省のほうの平成26年度の予算概要説明のところには、厚労省と連携して、高齢者、それから障害者を対象とした、農福、農業と、あと福祉の、福祉農園というのですか、それを整備して、福祉分野における農園の取り組みを支援しようというお話がありました。それで、平成26年度ころから農福連携の事業が進んでおるところなのですけれども、厚労省といたしましては、高齢者というところよりも、どちらかといいますと、障害者の就労、それから生活困窮者の方の就労の訓練もしくは雇用というところを重点的に進めていこうという話でこちらに来ております。それなので、高齢者というくくりで玉村町に厚労省のほうから施策の説明等はございませんので、今のところ、高齢者というくくりで就労の支援というところは考えておりません。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 先日も、農協にちょっと用があつて、農福連携、それはどういうものかとか、いろいろ聞いてみたのですけれども、まず、農業者というのは、どういう人を農業者というのだよと聞いてみたのですけれども、農業に年間90日以上従事した人を農協は農業者と見ているようだけれども、その人らは、健康というか、高齢者になっても結構みんな頑張っているようだけれども、どうなのだいという話をしましたら、いや、みんな、健康な人が多いよという話をしていましたけれども、ただ、データがないから、余り言ってもらっても困るのだけれどもというようなことを言っていましたけれども、事実、そんな気もしなくはないのです。それなので、高齢者に、今は余り進めていない話なので申しわけないのですが、高齢者にそういった、農福連携に参加してもらって健康になれば医療費も少なくなる、そうしたら町も助かって、町の持ち出しも少なくなると、農業を手伝ってもらう、農家もいいと、そして健康になった高齢者もいいということになれば、みんながいいのだから、一挙両得とでもいいですか、いいことだと思うのですけれども。余り進めていない話ですけれども、これから進めてもらいたいから、やっぱり質問しているので、進めていただきたいと思っておりますけれど

も、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 高齢者の農福連携ということですが、玉村町の農業の方で、特に野菜をつくっている方等で、障害者の雇用に関して、やりつつあるというような状況も聞いておりますが、やはり、農家と、あるいは野菜等の栽培者と、そして介護施設等のやはり連携が必要だろうと思うのです。ですから、農福の福のほうは、渡邊議員がおっしゃるような、いわゆる高齢者というほかに障害者というものも含めると、やはり、やれる仕事あるいはいろんな体制というものの整備等も必要でありますので、やはり町がやるとすると、農業者と福祉施設との連携を図って、その中でどのようにやっていくかということが必要でありますので、その辺が町としてもやれることではないかなというふうに今は思っております。また、議員がおっしゃるように、人生80年、100年時代と言われる中で、健康な高齢者がいかに農業に参加してやっていくかということも非常に大切なことでもありますので、その辺のあり方等も今後の取り組みの一つとして重要であろうというふうに認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 町長のおっしゃるとおり、そのとおりだと思いますし、ぜひ進めて、関係団体なんかにもそういった情報を流したり、あるいは大きくやっている農家だとか法人だとかに、そういう、高齢者を雇うというか、一緒に仕事しないかとか、そういったことも進めれば少しは浸透していくのではないかと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。大阪府のブロック塀の倒壊事故で小学生が亡くなった事故がございましたけれども、これに類するというか、古い話ですけれども、昭和53年に、私が若いときというか、前職が消防だったもので、たまたまそういうのに携わったからなのですが、宮城県沖地震というのがございまして、そこでは小学生の通学路でそういった事故が起きたのです。それで、それは地震で揺れば、そこへ、大体、何かに寄り添うというか、木の下へ寄るとか構造物のそばへ行くとかということで、ブロック塀のところへ行ったら倒れて、ブロック塀が倒壊して亡くなったということだと思っておりますけれども、そんなことが発生したのを思い出しまして、それで、そのときも子供たちの通学路の点検を、ブロック塀等の点検をしてくださいということの話が出た記憶がございまして。今、教育長の答弁ですと、関係のところには話、あるいは倒壊しそうなところ、倒壊はわかりませんが、古いところにはお願ひして改善をしているという話ですけれども、いずれにしても、そういったことを注意喚起してやれば事故につながらないのだと思いますので、今後ともいろんな学校行事があると思うのですけれども、機会があればそういうことを話していただきたいと思っておりますけれども。実際、小学校は5校ありますが、それはどんな形で調査したのですか。ちょっと聞かせてもらっていいです

か。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 6月の事故を受けまして、各学校で先生と、あと町の教育委員会の担当とで通学路を見て回ったということでありまして。その報告で、何もなかったということでありませぬ。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） わかりました。いずれにしても、安全は大事ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせてもらひます。玉村町は、さっき申し上げたとおり、農道でもみんな舗装になつていますから、農道での事故が結構あつて、私の知り合ひも事故に遭つたりしてはいますけれども、その対策として、町長答弁にもあつた、路面に標示しているとか言つてはいますけれども、こんな質問はちょっと、交差点というのは幾つぐらいあるのですか。その費用というのは幾らぐらいかかりますか、それを仮に、町長が答弁でおっしゃつた、路面標示したとした場合には。ちょっと難し過ぎますか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

交差点の数というものは、こちらのほうで、申しわけないですが、把握しているわけではございませぬ。路面標示におきまして、いろいろな手法がありまして、グリーンベルトみたいな形で、交差点の前にグリーンを描くとか、あとは赤いペイントを施すとか、あとは当然、警察のほうの管轄になりますけれども、標識を立てるとか、そういった対策があるわけですが、なかなかペイントのほうは、面積が広がるとそれなりに高くなりまして、60万円ぐらいから100万円を超えるような、そういった工事になることもございませぬ。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） よく赤ポインターとかで、塗料がこういうふうな、段というか、凹凸がついていて、ガタガタと、こういうふうに行くと、注意喚起を促すようなやつだと思ひますけれども。それは、1場所に60万円ですか。それとも、交差点の中は4方向あるではないですか。4方向で60万円なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 1 辺、1 場所という形になります。全ての交差点、4 方向にペイントを施すというの、場所によってはありますけれども、優先道路のほうに描くという場合が多うございます。なので、例えば4 方向全てにペイントを施すとなると、場合によっては数百万円かかるようなこともありますけれども、特にご質問をいただいている農道でございますと、優先道路の、どちらが優先ということもありますので、そちらのほうに注意喚起をすとか、逆に交通事故の多いほうにペイントを施すとか、そういった対策のほうは、地元のほうから要望があつたりとか、あとは警察とか、あとは担当職員として、ここはちょっと危ないのではないかというようなことを、地元のほうと相談した上でそういった対策を施すという、そういった形でやらせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 5 番渡邊俊彦議員。

〔5 番 渡邊俊彦君発言〕

◇5 番（渡邊俊彦君） この費用の負担というのは、路面標示は町なのですか。標識なんかは交通安全協会なりだと思うのですが、それは100%、町負担なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） はい、100%、町の負担でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5 番渡邊俊彦議員。

〔5 番 渡邊俊彦君発言〕

◇5 番（渡邊俊彦君） そうですか。いずれにしても、事故を未然に防ぐ対策も大切だと思いますし、あと規制することも大事だと思うのです。朝の通勤時間帯ですと、うちの前のほうの道路も狭いのに結構通りますけれども、国道354号バイパスができたから、そっちを通ればいいと思うけれども、通勤時間帯は逆に入ってくるのですが、そういった規制なんかは、どこが規制できるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 済みません。先ほどのご質問の、ちょっと訂正のほうをさせていただきます。

ペイントにつきましては、優先道路側ではなくて、従道路、優先ではないほうの道路に引かせていただいております。2 方向で、赤ペイントの場合でしたら、2 方向へ引いて60 万円程度ということでございます。訂正させていただきます。

規制の関係ですけれども、それにつきましては警察のほうと協議のほうをさせていただきます、警察が、確かに事故が多いとか、ここは規制したほうがいいのではないかというようなことで、規制のほうをかけていただいておりますけれども、そのあたりも、交通安全の観点もありますし、そちらの渋滞緩和とか、いろいろな観点から警察のほうは、こちらが要望したからといって全て規制の

ほうをかけてくれるというものではございませんので、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 農道だって、もとを正せばというか、土地改良のとき、農家の人が100出して、95しか返っていないとか、それで道路になったりしているわけだから、通る人にも、農繁期ぐらい遠慮してもらいたいとも言えないけれども、少しは通らせてもらっているような気持ちでいればいいのに、何か、怒っていく人もいるから、おもしろくないから、この質問をあわせてしたのですが。そういったことも、農耕車優先だとか、そういった看板みたいなぐらひは立ててもらえればいいかなと思うのですけれども、ちょっと話がそれてきましたけれども、その辺はできることなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 議員のお考えというか、お気持ちのほうはわかりますけれども、今現在、農道というくくりの道路は玉村町にはないと認識しております。全て町道という形になりますので、農免道路みたいなものが玉村町にあれば、もちろん農耕車優先とかという看板も立てられるのかなとは思いますが、現状ではなかなかそういったことができませんので、注意看板の中に「農耕車に注意」という看板のほうもございまして、場合によっては、そういう細い道路、農振地域内等の道路にはそういった看板のほうもつけさせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） いずれにしても、土地改良でできた道路なので、道路交通法のほうが優先するので、仕方ないとは思いますがこんな質問をしているのですが。いずれにしても、看板や何かぐらひは立てて、通行する人にもわかってもらえればいいなど、そういったことで事故が防げれば、それで少しはいいのではないかなとは思っております。

次の質問に移らせてもらいます。子供食堂、いろいろ町のほうも、アンケートをとったり、説明会をしたりして努力しているのはわかりました。いずれにしても、子供食堂が一種のコミュニティーの場になっているような記事も見たことがあるのですけれども、元来、貧困の家庭の子供が食事に困っているというか、そういう子供が対象だったのがスタートかとは思いますが、一つ、居場所の話も出ましたけれども、居場所ではございませんけれども、コミュニティーの場として、誰でも子供たちが寄って、地域交流なり、そういった交流の場、コミュニティーの場にするのもいいと思うので、そういった考えで、協力したいという人がいるのでしたらやったほうがよろしいかと思はれますけれども、その辺はいかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

町長の答弁にあったとおり、玉村町で今、子供食堂は設置されておられません。しかしながら、2回の勉強会を開きまして、子供食堂をやってみたいという団体があらわれてきております。なので、そんなに遠くない時期に子供食堂というのができる可能性がございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 仮にできてからの話で、仮の話で申しわけございませんけれども、どういったサイクルで開店するのですか。開店というのですか、開催というのですか。それで、メニューなんかはどういった、栄養とかいろんなこともあると思うのですけれども、どんな形でやるものなのか。これは参考でいいのですが、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） ちょっと、サイクル等はまだこれから詰めていきたいかと思うのですけれども、一応、子供食堂ということで、食事を提供するということがございますので、関係の団体の責任者さんに保健所に行ってください、一応、どうしたらいいかというレクチャーを受けていただきまして、多分、責任者の方、衛生管理責任者だったかな、職名がちょっと出てこなくて申しわけないのですが、責任者を立てていただきまして、衛生管理をしていただきに行っていきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 食材や何かは、費用もちょっとはかかるのでしょうかけれども、低価格か、あるいは無料で、寄附で募ってやればいいのかと思いますけれども。こんな時代ですから、ほかの自治体なんかもやっているようですから、ぜひ進めて、協力要請があればうちの米を出したっていいかなとは思いますが、よろしくお願いします。

以上で終わります。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日、12月5日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時19分散会